

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和3年9月16日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 学 長 廣 嶋 淳 一 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 鹿 野 裕 二 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

14番 塩田昌彦議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中小企業の振興について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問してまいります。

ここで、通告しておりました大項目の1、中小企業の振興については、今定例会において名寄市中小企業振興条例の見直しについて議案の提案が準備されているため、この場での質問を取りやめることにいたしました。

それでは、大項目の2、新型コロナウイルス感染症予防対策についてお聞きをいたします。政府は、8月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において北海道など8道県を緊急事態宣言の地域に追加決定をし、8月27日、北海道に3回目となる緊急事態宣言が発令され、期間を8月27日から9月12日までといたしました。また、新型コロナウイルスの感染は、全国ほぼ全ての地域でこれまでに経験のない感染が継続していると指摘をしています。知事は、緊急事態宣言の発令を受け、札幌圏、旭川での対策が極めて重要とし、全道的な感染抑制には感染の中心となっている地域の対策強化が不可欠であると強調してい

ました。特に特定措置区域に指定している旭川市は、ふだんから往来する経済圏であり、速やかな対策強化を打ち出し、市民に対し危機意識を醸成させる必要があったと思っています。

そこで、小項目の1、緊急事態宣言の発出に伴う名寄市の対応についてお聞きをいたします。当市の感染予防対策では、北海道の感染対策に基づいて決定するとしており、不要不急の外出や移動を控えてほしいと注意喚起するとともに、市内公共施設の利用については8月30日から9月12日まで屋内施設を臨時休館するなど制限することを決定をし、市民周知しましたが、週末を避け、利用制限を8月30日からと決定することに至ったことについてお知らせをいただきたいというふうに思います。

小項目の2、学校に携わる教職員及び12歳から15歳の小中学生のワクチン接種について。若い世代での感染拡大が深刻な状況にあり、道内でも感染力の強い変異株、デルタ株の影響が懸念をされています。2学期も始まり、8月24日から小中学生へのワクチン接種が始まっています。専門家は、学校に携わる教職員と子供のワクチン接種を急ぐべきと指摘をしております。ワクチン接種は、一定の予防効果や重症化リスクを防ぐための有効な手段と考えておりますけれども、現在の接種状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

小項目の3、学校における感染対策について。道教育長は、学校にウイルス持ち込ませない取組を徹底をし、子供たちの命と学びを守りたいとし、対策を強化しています。児童生徒に感染させない対策や万が一感染した場合の対策についてお知らせをいただきたいというふうに思います。また、部活動における活動制限とその対応についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、大項目の3、名寄公園の維持管理について。名寄公園は、桜、しだれ柳、ハルニレの木やミズナラの原生林に囲まれた森として、春

は桜のお花見、秋にはドングリ拾いなど、そして森の散策や森林浴を楽しむ場所として、多くの市民や子供たちに親しまれています。しかし、公園内にはたくさんのアリが生息しており、これから秋も深まり、幼稚園や保育所の子供たちがドングリ拾いを楽しむ場所でもあります。小さな子供を遊ばせる家族や森林浴を楽しむ姿が散見され、公園で楽しむ人たちからアリが多くてねという声が聞かれています。

小項目の1、公園内の森の保護を目的としたアリに関する実態調査についてお聞きをしたいとします。特に名寄公園は、ミズナラの群生地であり、桜の木も多く、春の桜の花が満開の時期には多くの市民が花見をする光景が多く見られるなど、観光の名所でもあります。そのためにも公園内に生息するアリから原生林に囲まれた森を守る必要があるというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま塩田議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目2のうち小項目1及び2は私から、小項目3は教育部長から、大項目3は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目2、新型コロナウイルス感染症予防対策について、小項目1の緊急事態宣言の発出に伴う名寄市の対応についてお答えいたします。北海道では、緊急事態宣言の発出を受けて、8月26日午後4時から北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、北海道における緊急事態措置を決定し、対策することとしております。本市におきましては、8月27日午前9時から新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、北海道の対策で市町村立施設は感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討するとな

っていることを踏まえて、公共の屋内施設は臨時休館、屋外施設は市民利用のみなどの利用制限を設定することといたしました。臨時休館などにつきましては、市民への周知期間が必要であるため8月30日からとしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2の学校に携わる教職員及び12歳から15歳の小中学生へのワクチン接種についてお答えいたします。小中学生へのワクチン接種につきましては、ワクチン接種による副反応などのデータが少ないことや保護者からのワクチン接種に関する問合せが寄せられていたことを踏まえ、名寄市立総合病院と事前協議を行い、小児科のワクチン外来において接種することといたしました。ワクチン接種につきましては、8月24日から開始し、9月14日時点で343人の児童生徒が1回目の接種を終了し、順次2回目の接種を実施しています。さらに、10月上旬までに150人の予約を受け付けており、現在のところ67.3%の児童生徒が接種する予定であります。

教職員につきましては、先行接種で7月上旬から8月上旬に希望される方へ2回のワクチン接種を終了しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2、小項目3、学校における感染症対策について申し上げます。

本市の小中学校につきましては、地域の感染状況を鑑みて、文部科学省から示されている学校の新しい生活様式におけるレベルスリーの行動基準に即して、3密の回避やマスクの適切な着用、手洗いなど、児童生徒に感染させない対策を講じながら教育活動を推進しております。具体的には教室の小まめな換気や可能な限り間隔を空けた座席配置、昼食時の黙食の徹底などを行っております。また、飛沫を飛ばさないよう児童生徒及び教職員は基本的には常時マスクを着用していますが、熱

中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合にはマスクを外して換気したり、児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をしております。児童生徒の毎日の健康観察については、登校前に自宅で検温し、保護者が健康状況をメール等で学校に報告したりするなど、一人一人の健康状況の把握に努めております。

次に、万が一学校において児童生徒から感染者が確認された場合や濃厚接触者と判定された場合は、当該児童生徒について出席停止の措置を取ります。その後、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合や複数の濃厚接触者が存在する場合には学級閉鎖を検討します。また、学年内や学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖や学校全体の臨時休業を検討することになります。あわせて、感染者や濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見などによる差別や誹謗中傷を行われないよう、児童生徒への指導や保護者への啓発を行っております。

次に、中学校の部活動についてであります。学校での練習においては、近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限しております。また、不必要に用具等を使い回しをしないようにしたり、活動の前後で手指消毒を徹底するなど、学校の新しい生活様式や各団体のガイドラインに基づき感染症対策を徹底しながら、部活動を実施しております。感染が拡大している地域の学校との練習試合など移動を伴う活動については、学校長が慎重に判断することとしております。

なお、緊急事態宣言中の部活動については、中体連等の全道、全国につながる大会などに出場する部活動に限り、感染症対策を徹底し、練習を行っております。

今後も教育委員会といたしましては、学習や各種行事の計画、部活動の活動内容等を工夫しながら、可能な限り教育活動を継続し、児童生徒の健

やかな学びを保障してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは大項目3、名寄公園の維持管理について、小項目1、公園内の森の保護を目的としたアリに関する実態調査についてお答えいたします。

名寄公園は、多くの木々や池があり、四季折々の自然を感じることができる歴史ある総合公園として、多くの市民の憩いの場として御利用いただき、親しんでいただいております。議員の御指摘にありますように、名寄公園でのアリの発生状況については、市民から私どもへもアリが多くて気持ち悪いとの御連絡をいただき、現地の確認もしてきております。伐採した木の切り株のほか、随所にアリが巣を作っていることは従来から確認をできており、様々な手法を試みましたが、なかなか有効な手だてがない状況です。このアリを駆除するためには、殺虫剤を散布することが有効であると考えますが、小さなお子様からお年寄り、ペットの散歩に至るまでの利用がある公園内において広範囲に殺虫剤を散布することは、その危険性から実施しておらず、現時点では特に巣が密集し、アリ塚のような状況になっている箇所において名寄公園の維持管理委託業者によりピンポイントで駆除等の対応を行っております。

アリが樹木に及ぼす影響としては、公園内のアリの多くはいわゆるクロアリであり、シロアリのように木を食べることはなく、木を食べるなどして直接樹木を枯らすことはありません。また、アブラムシなど餌を求めて木に登ることで毛虫などの一部の害虫を追い払う効果があると言われていたほか、人の手を加えることで自然林の生態系を崩してしまうことも心配されるため、樹木に殺虫剤を散布するなどの対策の必要はないと考えているところです。しかし、木の幹や根周りが弱って腐食をし、柔らかくなった場所に巣を作ることから、木が地中の栄養や水分を十分に吸収できなく

なり、間接的に弱らせることがないように、引き続き状況を確認し、心配になるような状況が散見されれば造園業者等の専門家の御意見をいただきながら対応方法を調査研究し、市の文化財であるミズナラの保存を含めまして、公園内の樹木の管理に努めてまいります。

また、アリが大量にいる状況での不快感を拭き切るまでの駆除を行うことは難しいですが、引き続き必要最低限の対応は行い、今後も市民はもとより多くの方に御利用いただけるような公園の維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。確認を含めて、再度質問をしてまいりたいというふうに思います。

先ほどの御答弁で、対策本部会議で実際8月25日には政府がおおむね決定をする旨の報道がありました。26日に北海道が対策本部を開催をして、そして今後の対策について協議をされて、それが各市町村、自治体に通知をするというような形で各自治体でこれは対策を講じていくというふうな形になっているということは理解しています。今回名寄市においては、27日の対策本部会議だったということで、周知のことを含めて、月曜日の30日からそれらの自粛といたしまししょうか、いろんな公共施設の室内、室外に関わってそれなりの措置ということが実際に行われているということでもあります。私の中では、27日に名寄市の対策本部会議を開かれて、そこの中で御議論されて決定をしたのだというふうに思っておりまして、そうであれば翌日の28日土曜日からこの対策を講ずるべきではなかったのかなというふうに思っています。

そこで、お聞きをしたいのですが、この27日の週に関して言えば名寄市の新規感染者は7名でした。その前の週も7名ということで、その前の週はたしか4名だったというふうに思いま

す。この部分について、質問の通告をしておりますけれども、市立総合病院の入院、コロナ感染に関わる入院治療を行っているということだと思いますが、この時点での、何日に何名入院していたかということではなくて、大まかで結構ですので、どの程度入院治療をされていたのかお知らせいただきたいなというふうに思いますが、できますか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今回の病院の入院という部分の御質問でありますけれども、これまで何度も説明しているとおおり、コロナの感染者数であったり、病院については国、北海道が指定している状況で、市独自として公表は差し控えているということでもありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） そういう事情があったら公表はできないということで、そのことについては理解します。ただ、この本部会議において今後の緊急事態宣言に対する対策を講ずるわけですから、名寄市の状況がどうであるのか、この部分については当然データのものは把握をした中で進めていらっしゃるのではないかなというふうに思います。数が分からないので、何とも言えませんが、ただ事実としてこの27日の週には、先ほどもお話をしましたけれども、新規感染者が7名いらっしゃった。その前にも7名いたという状況で、今の現状は、この直近の週においては一人もいらっしゃらない、ゼロ人。その前の30日から対策を講じた部分でいうと、データの的には3人というふうなことで、新聞でも報道がなされているところでもありますから、こういうふうな部分で考えると、名寄市の中でこういう状況にあったということはこれは事実でありますから、それらをどのように受け止めて、この30日からの対策に至ったのか、このことについて再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問で緊急事態宣言が8月27日からで、臨時休館等の措置が30日になった要因はということでありませけれども、5月のときの緊急事態のときも5月15日から緊急事態宣言が発令されて、実際臨時休館等を行ったのは5月18日からです。このときも市民周知期間等も設けてということで、そういった同じような設定をしております。5月のときにおいても、御承知のとおり、市の関係施設も含めて感染者が名寄市内で出ている状況であります。詳細の情報というのは、基本的には市にも保健所からは入ってきません。ただ、市の関係施設とかがそういった感染者が発生した場合については、いろんな情報というのは担当から入ってきますので状況が分かります。あと、もう一つは、保健所のほうにそういった出た場合には市内の状況をすぐ確認をしております。それが市中感染が広まった感染なのか、それともポイント、ポイントの感染で止まっているのかという状況の情報を収集しながら、それも含めて本部会議の中でいつからそういった措置を講ずるかという判断をしてきております。いずれの場合においても感染者は7名とか出ていますけれども、それが家族内でまとまっている状況で、それが市中に広まっているという状況が確認されていませないので、即刻施設を臨時休館するとか、そういった措置しなくても感染は広がらないだろうという状況の中から、それよりも市民に混乱をさせないよう周知期間をしっかりと設けながら対応するという判断をしてきております。ただ、議員がおっしゃるとおり、これは市内の感染状況によっては、場合によっては緊急事態宣言が出る前に即刻臨時休館するという、それは当然の判断の中で今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、その時々々の状況を情報得れる部分をできるだけ集約しながら対応してきているということで御理解をお願いします

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際にケース・バイ・ケースといいたいまいしょうか、それで対策は、対応といいたいまいしょうか、変わるのだということで、それは理解します。今お話をいただいた中で、同じ7人でも、その状況が細かいところまでお話しはいただいていませけれども、あるのだというふうなことであります。確かにそういうふうなことはあるのかもしれませんが、私どもにも結構市民の方からお問合せといいたいまいしょうか、あります。実際には私たちは分からないわけですから、あくまでも道のほうから発表されたもの、それから名寄市から出されたもの、そういう情報しか持ち合わせておりませから、そういうふうなことで御理解をいただくようお話をさせていただいているというところではあります。

しかしながら、緊急事態宣言という形で出ております。この中に日中も含めた不要不急の外出控えてくださいというふうな形で出ています。その中でもこの要請内容の中に、加えて特に週末の外出を控えるというふうなことで、やはり週末には人流といいたいまいしょうか、人が動くわけです。そのことによって広まりが、もったりといういろんなことが起きるのかなというふうに思います。したがって、週末の28、9を今回の適用の部分については、その後に発出をしたというふうなことで私の中では理解もできませし、それから実際にお問合せいただいた方でも、市民の方にいろんな自粛をお願いをしているという状況からすると、ちょっと緊張感といいたいまいしょうか、この緊急事態宣言を出すのだと、出すことはどうして出すのかというふうなことの緊張感といいたいまいしょうか、この部分についてちょっと欠けているのではないかなという御意見もあることも事実です。その他いろんな考え方をお持ちの方もいます。特に今回土日を該当しなかつたことに伴ってよかったと言われている方もいます。確かにそうなのです。しかしながら、やはり緊急事態宣言ということで、こ

の重みです。このことを考えると、やはり私は25日に国でも動きが出て、道では26日に対策本部会議が開かれ、名寄は27日、何回もすみませんけれども、であればその前段としてこういうふうな形になってくるだろうということについては、道のほうからも事前に情報はあったのではないかなというふうに思われるわけですが、そのことを考えると周知にさほど時間を要するようなことではないのではないかなというふうに思います。実際に第4波が発生したときの対応がこうだったというふうにお話をいただきました。しかしながら、第4波と第5波では相当状況が変わっていました。そのことも含めて、名寄市がどうのと言っているわけではなくて北海道においてですけれども、そういうふうなことを総合的に判断をするならば、これは事前に各施設の担当者に、出たらすぐこういうふうな形でいきましょうとかいうふうなことで対策を講ずることができたのではないかなというふうに思うわけですが、そのことについて、もう一度御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 議員おっしゃられるとおり、事前に北海道から対策について会議前にこういった素案でいくから意見はということで問合せは来ます。5月のときにはそれが北海道の対策本部やられた後に変更になったのです。5月のときには、最初は臨時休館というのは求めないはずだったのが対策本部会議が終わってから次の日に来た資料でいうと、夜に報道されたのかな、休館というふうになるという状況があるので、事前の資料から対策本部会議の中で専門家の意見も聞きながら、北海道の対策が変わるという状況がありますので、そこは対策本部終了後にしっかりとした正式な通知をもってうちも対応すべきというふうに考えているところです。それで、いつ入ってくるかという状況もありますので、次の日ということ待ちしています。当然新聞等にも報道

されていますので、土曜日の27日の午前中に速やかに行いながら、報道機関にもお願いしているという状況でしております。北海道においても確かに緊急事態宣言が全道に発出されております。これまでもいろんな対策の中で、北海道、広いエリアの中で全て同じ対策が必要かどうかというのはすごく議論されておりますし、全てストップするというところでいくと、これは市民生活なり、市民の健康、経済も含めて、北海道、道内が全てストップしてしまうという状況になります。そういった中では、リスクはありながらもどこを動かし、どこまで制限するかというのは、これまでも悩んできていますし、これからもその判断というのはかなり難しい状況があるかというふうに思っています。そういった面では、近隣の状況も確認しながら進めていますけれども、近隣の感染状況であったり、できるだけ感染の情報を、この前も言ったように詳細が市にも入ってこないのです。そういった面では、市の関係部署では情報はある程度入ってくるのですが、そういった限られた情報をきちんと分析しながら、対応を本会議の中でしっかり検討しながら進めて、市民も混乱しないような形で進めていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、市内の感染状況であったり、近隣も含めたそういった状況を踏まえていけば、緊急事態が出なくてももっと厳しい独自の判断をして、例えば休館とかという対応もする場面も出るかというふうに思っていますので、そこについてはいろいろ議論していきたいというふうに思っていますし、議員の皆さんにおかれましてもそれぞれの地域の方からいろんな御意見、市のほうにも何ですすぐやらないのか、またちよつと空いて土日できたらよかったとか、議員がおっしゃったとおり、同じような両方の御意見をいただいております。そういった意見もきちんと参考にしながら、議員からのそういった地域の状況も今後御指摘いただきながら、トータル的な判断の

中で進めていきたいというふうに思っています。本当にある程度リスクは覚悟しながらもやらなければならないときもあると思いますし、全面的にストップするという状況も含めて、今後も慎重な対応をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。その時々で強い対応ということを考えていらっしゃるということで安心をさせていただきました。

実際には今もう第5波が少し終息とは言いませんけれども、感染者が減少してきているという状況であります。これから年末を迎えるということからすれば、第6波も起こり得るのではないかなというふうに懸念される部分あります。確かに名寄市としても市民生活といいましょうか、経済を回していかなければならないというふうな側面もあるわけですから、大変だなというふうにそれは思います。しかしながら、市民の命と健康を守りということが一義的に大事な部分だというふうに思いますから、それらも含めて今後の方が起きたときの対応についてよろしく願いをしたいというふうに思います。

続いて、学校現場の部分でありますけれども、先ほども教職員の部分についてのこれは職域接種の関係で進んだと。それから、12歳から15歳の部分については、8月24日から接種が第1回目始まって、その部分でいうと343人の1回目の接種が終わっているというふうに御答弁をいただきました。この数そのものが全体的にどれぐらいなのかというのはちょっと分かりませんが、67.3%というお話をしたのはそれかなというふうに思いますが、これは一概に、100%が一番いいのでしょうかけれども、いろんな状況があるので、それはなかなか難しいところというのは承知しております。その部分でいうと、教職

員、実際に学校、生徒を預かる側のほうとして、職域接種が始まってきているわけですが、この部分について、新聞報道によると北海道においては接種している率といいたまいますか、接種率、これについては調べていないというように報道がありました。名寄の状況でいうと、仮にお調べになっていて、どれぐらいの割合で接種が行われたのか、そこら辺もし分かればお教えいただきたいと思っております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 教職員ですよ。

○14番（塩田昌彦議員） 12歳から15歳の関係については、これはいろいろ実際御家族の方と御本人と相談をされて、そして申込みをされて、そして院内ワクチン接種というふうな形で進んでいると思いますので、この部分については今進んでいるという現在進行形でありますから、これについて理解しています。教職員の関係についての部分で、もしお答えがいただけるのであればお答えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 教職員の接種率ということでもありますけれども、今本市では年代別の接種率についての公表をさせていただいております。ワクチン接種については、あくまでもこれは任意であって強制するものではありませんので、教職員とかそういった個別の接種率を出しますと、それはまたいろんな問題が起きることも懸念されますので、それについては差し控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 北海道全体でも、これは報道の部分でありますけれども、調べていらっしゃるというふうなこともあります。これは、実際に子供たちの学校内での安全、安心を守る立場からいうと、そういうふうにする接種によって重症化リスクが下がるということもありますし、本当に子供たち、若い世代への感染

が広まっているということですので、非常に危惧するところでありますけれども、そのことについては理解しました。

次に、学校における対策という部分でいうと、熱中症対策も含めた中で3密を避ける、マスクの着用、そして手洗いの励行というふうな部分で、こういうふうな部分がしっかり徹底をされているというふうな部分でありますし、万が一の感染者が出た場合の対策についてもしっかりと取っていらっしゃるというふうなことで、この部分については理解しました。

部活動における対応でありますけれども、これは各学校でいうと校長先生が全体の責任者ということで担っていらっしゃるというふうに思いますけれども、これは名寄市内の学校統一というふうな考え方でいいのかどうなのか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 部活動について御質問をいただいたところです。先ほどお話しさせてもらいました部活動の一部一時的な制限につきましても、文科省なり、道からの通知に基づいて行わせていただいておりますので、これについては名寄市内全ての中学校において統一して今そういった状況であるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 加えてお聞きをしますけれども、緊急事態宣言が12日から30日まで延長されたというふうなことでありますから、子供たちの部活動ができないという、いろんな状況を踏まえて活動できる部分もあるというふうにはお答えをいただいておりますけれども、実際多くの子供たちがやはり学校を使えないというふうなことで、部活動ができないという状況があるのかなというふうに思います。当然生活リズムが狂うというか、そういうふうな状況もあるのかなというふうには思うのですけれども、この辺につい

て、これは部活の担当指導者といえましょうか、の対応になるのか、学校としての対応になるのかちょっと分かりませんが、そういう部分でいうと教諭の精神的なサポートといえましょうか、ケアというふうなことで、どのようにされているのか最後にお聞きをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 緊急事態宣言が今回延びてしまったということで、先ほども御答弁させていただいておりますけれども、今部活動ができるのが全道大会や全国大会につながる部活のみが参加できるということで、今議員おっしゃられたように、そういったところでない大半の部活動に参加されている、所属されている生徒につきましては、残念ながら今部活動ができない状況になっているということでございます。そういったことから、恐らく残念がっている生徒も多くいらっしゃるのかなというふうに思っています。学校におきましてそういった部活動ができないことによって生活のリズムといえましょうか、そういったことが崩れたり、さらには不安だとか、またできないということで無気力になってしまったり、いろんな精神的にも悩みがある場合につきましては、学校においてもすぐに相談してほしいというようなお便りといえましょうか、通信といえましょうか、そういうものを学校から家庭のほうに出していただいておりますのでございますし、これまでもそうですけれども、そういったことから先生方これまで以上に一人一人に寄り添った形で、何かあれば小さなことでも、そういった小さな気づきにもしっかりと対応してくれるように学校のほうも考えていただいているということでございますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) そういうふうな対応を取っていらっしゃるというふうなことでありますから安心をしましたがけれども、やはりこれは精神的な

ものというふうなことになるれば、表に見てとれるような状況もないのかも分かりませんから、そこから辺しっかり見守っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

続きまして、名寄公園の維持管理に関する部分として、お答えいただいた中では十分状況を理解をしていただいて、一部それらの対応もこれまでも図ってきたというふうなことで御答弁をいただいたかなというふうに申します。私もどういうアリアがいて、そのアリアがどういう性質と申しましうか、その部分がどうなのかというのはちょっと分かりかねる部分ではありますけれども、やはり実際原生林が密集して群生しているこの名寄公園であっても、実際に名寄公園でありますから、観光というふうなことも、名所であるということも事実ですし、本当に何度も申し上げますけれども、春には花見、結構桜の木がたくさんあって、満開のときには本当にきれいだなと。そこに訪れる市民の方たちの憩いの場になっているというのも事実だなというふうに申します。その中で、この中を散策してみると申した以上に利用されているのかなというふうに申しています。老夫婦が散策をしたり、それから子供連れの家族が遊んだり、そして森林浴を楽しんだりというふうな部分で実際に使われているというふうな部分でありますから、やはりその中でアリアがねというのはよく聞きます。したがって、何とかならないものかなというところではあります。

実際には維持管理をしているところとひどいところと申しましうか、どういうふうに表示したらいいのかが分かりませんが、そこら辺の部分については何らかの対応を申してもらおうというように進めていますというふうな御答弁をいただいたかなというふうに申しますが、この部分について一度専門の業者、最後のお答えでもちょっといただきましたが、造園業者と申しましうか、専門的な知見を有した方にこの辺の実態を見ていただいて、どういうふうな対応、方策が考えられ

るのか、殺虫剤というふうなことには当然ならぬと思ひます。殺虫剤を使うことによって別なことが起きますから、それはできないものというふうに申しますが、この辺のことについて再度お聞きをしたいと思ひますけれども、造園業者、専門的な業者に一度調査をして申しただいて、そしてどういうふうな対応が望ましいのか把握をする必要があるのではないかなというふうに申しますが、その部分についてお答えをいただきたいというふうに申します。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 再度御質問いただきました。私どもも正直アリアに対してはさほど知見があるわけでもなく、従来これまでも歴史的にもミズナラもアリアの被害を受けたという実績もなかったものですから、またほかの樹木につきましてもアリアで木が枯れるようなことはなかったものですが、ただ市民の皆様からは、議員からもおっしゃられるように、アリア気持ち悪くて何とかしてほしいのですというような要望というか、苦情も私ども正直申しただいてござい申しますので、その部分含めて、葉でない対応とかができるのかどうかにつきましては、一度専門業者さんというか、造園業者さんのほうには確認というか、相談のほうはして、何かいい手だてがあれば採用するような形で今後も進めてまいりたいと思ひますので、御理解願ひたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際に現場行くと、大きなアリア塚もあります。そういう状況を見て、私もアリアの生息と申しましうか、ネットでちょっと見たりしてはみましたけれども、やはり専門的な知見を有した方にその辺の部分についてはお願ひをするということは必要なかなというふうに申しますので、その辺の部分について要望して、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田雅彦議員の

質問を終わります。

企業版ふるさと納税のさらなる活用について外2件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

企業版ふるさと納税のさらなる活用について。地域活性化に貢献した企業に税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えております。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は今年9日時点で1,194市町村に上りました。実際に約1年間で2.8倍と急激に増加しました。昨年の春からは税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化され、効果が出たように思われます。メリットとしては、寄附額を損金算入でき、法人住民税、法人税、法人事業税の一部から控除ができ、企業として社会貢献ができるためイメージアップとPR効果につながると言われております。また、実証実験の候補地となり得る地域資源を生かした新事業の展開ができる、本社機能の移転設置の可能性という声も聞かれております。また、節税効果もあり、企業活動にもプラスになる要素が多い、寄附額の最高9割まで損金算入や税制控除を受けられ、実質の寄附額の額面は1割となっております。地方創生応援税制は、当初2019年までの時限措置でしたが、2020年4月に大幅改正され、2024年度、令和6年までの5年間延長が決定されました。自治体側は、厳しい財政運営の一助にと期待し、企業としてはメリットが大きく、これから寄附企業も増加し、地域の活性化を促すことになると思われます。企業版ふるさと納税への考え方と取組について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、移住促進対策についてであります。地方創生推進交付金2022年の予算概要が発表となりました。地方へ移住する世帯に最大100万円の支給をする移住支援金は、18歳

未満の子供がいる場合一定額を上乗せされるなど、上乗せ制度が拡充される予定であります。21年度210億円を上回る1,263億円が要求額になっております。移住支援は、東京23区に在住、通勤する人が地元の中小企業に就職し、子供がいる場合数十万円が加算されるそうであります。2019年、123人、2020年は563人と利用が伸びましたが、制度拡充に伴い、子育て世帯の利用増を目指しております。地方のデジタル化推進では、IT専門家チームを自治体に派遣する事業に1億円、地域の脱炭素化推進事業にも1億円見ているそうであります。人口減少対策に取り組む自治体向け地方創生推進交付金は、21年度より200億円多い1,200億円が予定されているそうであります。来年度予算であります。あと7か月もありますが、しかし7か月しかないとも言えます。そのようなことで3点についてお尋ねをいたします。

名寄市移住促進協議会の現状と課題と今後の取組について。

2つ目に、関係人口の創出に向けた今後の取組の状況について。

3つ目に、名寄市移住支援金の利用促進について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、自立と社会参加を妨げる物理的障壁の除去についてであります。障がいを持つ人が住み慣れた地域において安全に、また快適に自立生活を送っていく上で重大な妨げになるものの一つが市が管理する施設、道路等であります。障がい者の立場で整備推進することはもちろんですが、公共施設に障がい者等が自由に外出し、積極的に社会参加できるように道路の危険箇所の点検と改善及び適切な道路勾配の確保を進め、視覚障がい者の誘導用ブロックの整備等について障がい者の意見を取り入れながら、安全で快適な歩行環境の整備を図ることが必要と思われます。福祉のまちづくりを進めるには、心のバリアフリーとまちのバリアフリー、ユニバーサルデザインに取

り組むことが障がい者に優しいまちづくりであります。第2期名寄市地域福祉計画の視覚障がい者に対してのユニバーサルデザインの考え方と取組の状況について理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 高橋議員からは大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目2については私から、大項目3については健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、企業版ふるさと納税のさらなる活用について、小項目1、考え方と取組について申し上げます。企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に記載される地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除をする仕組みであります。令和2年度から地方創生のさらなる充実、強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から制度が大幅に見直され、税額控除が最大で寄附額の6割から約9割へ拡大となり、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、企業にとってはより使いやすい仕組みとなりました。また、地域再生計画の認定手続が個別事業ごとから地方版総合戦略を網羅する包括的な認定を可能とする簡素化が図られるなど、大幅な事務の効率化により制度を活用する自治体が増加しております。

本市におきましても企業と連携した地方創生の取組を推進するため、総合戦略に基づく地域再生計画の認定申請を行い、令和2年3月31日に認定を受けており、市ホームページ及び内閣府、北海道のポータルサイトに企業版ふるさと納税活用に向けた情報を掲載しております。これまで信金中央金庫様から物流で利活用されている充電式輸送用保冷機のエネルギーを再生可能エネルギーに転換する実証実験を行うための寄附をいただくとともに、芸者東京株式会社様からジュニア世代の

育成強化を目的に実施しているNスポーツコミッションによるジュニアアカデミーの取組に対して寄附をいただいております。

制度改正以降国においては、企業等に対して制度や事例などの周知に取り組んでおり、企業版ふるさと納税の関心、認知度が一層高まることが想定されることから、企業に対するさらなるトップセールスを行うとともに、寄附活用事業における企業の関連性やメリット、寄附を活用した事業成果などをホームページやSNSなどで情報発信するなど、企業版ふるさと納税のさらなる活用を目指して取組を進めてまいります。

次に、大項目2、移住促進対策について、小項目1、名寄市移住促進協議会の現状の課題と今後の取組について、小項目2、関係人口の創出に向けた取組状況について、関連がありますので、一括してお答えいたします。名寄市移住促進協議会は、名寄市への移住促進及び関係人口創出を官民連携で推進するため、現在名寄市を含め13団体、企業の会員により事業を推進しております。現状の課題としては、行政主導で進めてきたことにより会員である団体、企業と一体となった取組や地域住民を巻き込んだ事業展開となっていなかったことが挙げられ、会員を含む地域住民と移住検討者との交流機会の創出や昨年度から実施しております移住体験ツアーのコンテンツに関わっていただけるよう内容を構築し、協議会全体及び地域住民にも関わっていただけるよう見直しを図ってきております。

今後の取組については、感染症の影響から予定していた市内外でのイベントも含め、対面での接点がない状況ではありますが、移住者を含む地域住民の御協力もいただきながら、オンラインを活用した情報発信や移住促進に係るPR動画の制作を進めていることから、今後の移住施策及び名寄市の魅力発信につながるよう事業を推進してまいります。

次に、関係人口の創出に向けた今後の取組状況

については、今年度は北海道と連携した北海道型ワーケーションへの参加や個別での受入れを予定しておりますが、感染症の影響により現在まで受入れには至っていない状況にあります。こうした状況下ではありますが、ライフスタイルの多様化を捉え、働く場所にとらわれず仕事ができる層に対し、本市での自然環境を生かした地域の魅力発信から足を運んでもらえるようなきっかけづくりなど、関係人口の創出に向けて取り組んでまいります。

次に、小項目3、名寄市移住支援金の利用促進についてお答えいたします。国、道と連携して実施している名寄市移住支援金につきましては、今年度新たにテレワーク移住が対象要件に追加となり、広報紙やホームページでの周知のほか、移住相談時に情報提供をしております。あわせて、支援金の就業要件の一つとして、道が運営するマッチングサイトに登録されている企業への就職となっていることから、市内法人企業への登録促進に向け、広報紙などへの掲載や関係機関と連携した周知を図ってきております。事業開始となった令和元年度より現在までの問合せは4件あり、そのうち1件については、昨年度市内企業への就業により支援金を支給いたしました。その他については、対象要件を満たしていないケースや今後移住を検討している方についてはテレワーク移住について相談が寄せられているなどの状況となっております。

利用促進について、制度についての周知が重要と認識しておりますが、市内企業による道のマッチングサイトへの登録数が現在3社という状況から、就業先の選択肢を広げられるよう登録件数の増加も必要と考えております。今後においても移住者及び移住検討者への制度周知や市内企業に対してのマッチングサイトへの登録促進となるよう関係機関と連携した周知を図り、利用促進となるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 私からは大項目3、自立と社会参加を妨げる障壁の除去について、小項目1のユニバーサルデザインの考え方と取組についてお答えいたします。

名寄市地域福祉計画では、障がいがあるなしにかかわらず、全ての市民が安心して快適に生活できるよう建物や道路、移動手段、情報提供などのバリアフリー化などを図るとともに、不自由なく利便性を感じられるようユニバーサルデザインの普及啓発を図ることを目標に掲げ、計画を推進してきております。これまでの取組として、視覚障がいのある方に対しましては、市ホームページでの音声ガイドや市広報におけるUDフォント採用によるユニバーサル化と点訳による情報提供、本を朗読したデータを貸し出すサービス、サピエなど情報保障を進めてきております。聴覚障がいのある方に対しましても手話通訳者や要約筆記者を養成するための講座の開設や市窓口到手話ができる職員を配置し、利用者の利便性向上を図っております。また、全ての方が利用しやすいよう新築する公共施設は段差の少ない構造とし、手すりや多目的トイレ等の設置、既存施設につきましてもトイレ改修やスロープ設置など、施設改善を順次進めてきているところであります。

道路整備についても平成24年度に名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を制定し、道路の段差や勾配についてバリアフリー新法に即した新基準で整備を進めてきたところであります。また、歩道空間のバリアフリー化として、平成20年度から北海道開発局と北海道及び本市の3者で協議を行い、名寄駅前から商業施設の多い国道40号と名寄市総合福祉センターを結ぶエリアを重点地区として設定し、整備を進めてきております。国道40号においては、歩道整備と併せて視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、道道旭名寄線においては歩道整備と併せて交差点部とバス停留所

に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されました。本市においても総合福祉センター前の市道南11丁目東通の道路整備を実施、駅、商業施設、福祉施設を結ぶバリアフリー化された歩道網の整備を進めてまいりました。

名寄市障害者自立支援協議会においては、平成30年度に市内の公共施設における多目的トイレに関する実態調査を行い、多目的トイレに備わっている機能を紹介する名寄市バリアフリーマップを市ホームページに掲載し、障がいのある方が利用しやすい取組としているところです。今後におきましてもバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を念頭に置きながら、各事業や施設整備を取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再度質問をさせていただきます。

まず、企業版ふるさと納税の推進ということで今回質問させていただいております。先ほど部長が言われたように、損金算入と税制で9割、企業負担が1割ということで、企業としては本当に素晴らしい取組の部分だと思います。それで、この部分で内容が先ほど変わったということでは、地域再生計画、内容も基本目標も基本的な方向性を適合できる、確認できる程度の記載でよくなりましたし、事業の記載も不要になったと。そして、認定手続も簡素化されたということで、本当に役所としてもやりやすいかなというふうに思います。そこで、この補助金自体、交付金自体の内容も若干変わったのです。今まで同時に利用できた地方創生関係交付金とか地方財政措置以外にも今回自然環境整備交付金などの併用可能な補助金が67件になりましたし、社会資本整備交付金などのインセンティブ付与の可能な補助金が9件増えたということなのですから、このことはお知りでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私のほうでは今ちょっと存じ上げていなかったのですけれども。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） そのようなことで項目が増えたというふうになっているみたいですので、ぜひ御確認いただいて、この企業版ふるさと納税しっかりと進めていただきたいなど。

ふるさと納税やるのですけれども、物は返さなくていい、10万円以上という流れでやっていますので、そしてよそのところではいろんな方法をやられています。山梨県の南陽市では、コロナ禍で生活が大変な学生にこのファンドを使いまして、企業版ふるさと納税を活用した食の支援ということで、南陽産の米、ラーメン、そばセット、南陽スイーツ、故郷の南陽食を送ることによりこの若い世代とのつながりをつけておいて、将来南陽市に戻ってきていただけるような取組をやられているそうです。南陽市に保護者が在住していて、専門学校に行っている子、短大に行っている子、大学に行っている子にこの食材をこのファンドを使って送っているそうでもあります。地元の食材ですから、地域の活性化にもなりますし、そういうような取組をやられているそうです。茨城県の境町では、河岸のまちさかい復興プロジェクトということで、中心市街地の空き家だとか空き店舗再生活用事業ということで、この空き家、空き店舗のリフォーム事業の部分のファンドをして、そして募ったお金で空き家をリフォームした後に移住、定住の方々にそこに入らせていただいているという部分だそうです。群馬県の下仁田町は、ねぎとこんにゃく下仁田奨学金事業ということで、このファンドを集めたお金で奨学金のほうに、卒業後下仁田町に戻ってきて、定着した子に対してこの元金と金利分をそこからお支払いしているという取組をやられているみたいなのです。逆に私は、先ほど言った王子の後に物流をつけて、そういうエネルギーの部分やるのも重要です。そして、Nスポーツの支援も必要だと思いますけれども、やは

り名寄にそのような子供たちがいて、そして名寄に戻ってきていただく。これから王子の問題で何百人もの人が名寄からいなくなる可能性も出ている中であり、人口を増やす部分も必要な、取組も必要なと思うのですけれども、この部分の支援の考え方というか、こういう部分だったら何とか可能性を感じるのではないかという部分というのは部長としてはどうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今いろいろ全国の事例紹介いただきました。我々も取組については、優良事例等公表されていますので、情報収集には努めているところです。今お話しいただいた部分なのですけれども、地域再生計画、ここがあくまでもベースにあるということですので、イコール名寄市で作成している総合戦略、ここの抜粋版がこの地域再生計画になっていますので、我々も幅広く構えながら策定していますので、しっかりと活用できるような事業については参考にさせていただきながら、選定しながらチャレンジしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしく願いします。本当に地域再生計画、内容、基本目標、そして基本方針の適合を確認するという部分がある程度、大ざっぱと言ったらおかしいですけれども、記載がしなくていいような形になりましたので、ある程度の部分で使っていけるのではないかなというふうに思いますので、しっかりとそういう部分取組をお願いしたいなど。本当にこの企業版は、有効な手段かなというふうに考えます。大変な尽力を使うというふうに思いますが、石橋部長ならしっかりできると思いますので、ぜひ推進していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

次に、名寄市の移住促進の部分で再質問させていただきます。先ほど部長が言われたように、地

域住民等の参加がなかなかできなくて、推進が難しかったという部分がありまして、今年度どれぐらいの方がこの移住関係で名寄市に連絡があって、どういう状況なのかというのがあれば教えていただきたいなど。何件ぐらいの方が名寄に興味を持って移住のお話、または話しに来たのかどうか、名寄にはこちらにちょっと来れるようなちょこっと移住のあれもありますので、そういう関係も含めてちょっとお話をいただきたいというふうに思います。今年度。今年度ゼロですか、コロナ禍で。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 一応電話等での問合せについては、申し訳ありません、そこまでの件数については私今押さえておりませんけれども、正式なうちが用意しているメニューで、今年度移住体験ツアーのほうを活用していただいて、お子さん小さい方なのですけれども、一家で風連地区の農業体験ということでお越しいただいた世帯があります。ここについては、農務課と、それからJAと連携しながら、その事業承継も視野に入れて、その後新規就農を考えていると、確度の高い方をお迎え入れして来ていただいたということで、その方の意向としては、道内数か所回られたようだけれども、どうやら名寄が気に入っていただいたようで、今後家族と話し合っただけで地域おこし協力隊からというような考え方もお持ちいただいているような、そんな状況で今進んでいるケースもあるということでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。数字ということで、今お話しした分プラスPR事業ということで1件いただいているのと、オンラインでのやり取りをさせていただいた部分については、令和3年度は8件あったということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

PR事業1件、オンライン事業8件ですけれども、非常に可能性を感じるお話ができたのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私も見ていた感じでは、数ある中で名寄市にフォーカスしたということの方が直接オンラインで対面しているということですから、可能性はあるのだろうと。あとは、やはり生活する仕事であったりする環境であったり、どのタイミングで決断をされて来られるようなところまで持っていけるのかというのが一番の鍵になるのかなと思っています。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひよろしく願いいたします。

先ほどワーケーション参加がこの事業に入ったという、可能性をすごく感じるのですけれども、このワーケーション事業で今年1社の方が来られるという去年お話をされていたのですけれども、この状況というのはどうなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この間春先の緊急事態宣言終えて、秋口に調整をしていました。その秋に緊急事態宣言に入ってしまったということで、今実現に向けてまだすり合わせをしている最中ですので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

この移住支援金、また名寄は入って今進めているということで、1件あったという部分なのですが、先ほど名寄の企業がマッチングサイトに入れているのが3件という、ちょっと少ないか

なという部分なのですけれども、こういった部分で商工会議所だとか、あとまたハローワークを含めてのお話合いというのはしているのか。このマッチングサイトに載っからない限り引っ張ってこれないと思うのです。そういう部分の対策というのはどうされているかちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 議員おっしゃるように、我々の力だけではなかなか事業者の皆様方への協力は浸透し切れないという部分があって、ここについては会議所、それから商工会の皆さんの力をお借りしながら、この間取組を進めてきた結果がまだこのような状況だったということですので、実際に1件受け入れることができましたので、そういった成果も含めて、さらにまたみんなと連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） この事業、きっと企業の方もあまり知らないと思うのです、3者しかないということは。もうちょっとPRかけて、昨日の同僚議員のお話では名寄は求人倍率1.6倍というふうに言っていましたので、本当にそういう人材が欲しいという企業が多いと思うのです。その中で、企業にこの移住支援金をいただいて、人材を呼び込めることができるというふうにしっかりとPRしたほうがいいのかなと。よそは移住するためにいろんな施策、移住するために家を建てるのなら土地をあげますよだとか、移住してきたら、家を建てたら固定資産税を5年間免除しますよだとか、医療費無料にしますよだとか、幼稚園ただですよだとかとってどんどん、どんどん移住する方を増やしていますけれども、名寄としてのメリットを考えると、こういう補助金を最大限に利用して、そして人材を呼びよせるというのが施策かなというふうに思っています。このマッチングサイトの企業を増やすための施策というの

が必要かなと思うのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 実際にマッチングサイトへの掲載企業の数だけは報告させていただきましたが、実は道への登録申請はされているのですけれども、まだそのマッチングサイトまでの掲載には至っていない企業というのが6社ございます。こういったところが最後の1つの作業に踏み切っていただけるように後押ししていきたいということもありますし、あとは新しく制度で認められたというリモートワークによる移住、これはこのマッチングサイト関係ない状況で、実際に1件今お問合せもいただいている方もおられますので、こういったさらにハードルの低い制度についてしっかりと周知しながら、移住者、興味のある方を一人でも多く取り入れていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。このマッチングサイトでぜひ人材を引き寄せていただきたいなというふうに思います。いろいろな部分の政策に使えるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

では次に、最後の部分の自立と社会参加を妨げる障壁の除去についてということで再度質問させていただきます。名寄市地域福祉計画の部分の全ての市民が安心して快適に生活できるように建物だとか道路の整備を行っていくという部分は分かります。その中で今回この質問をさせていただいたのは、1人の視覚障がい者の方に呼ばれて行きました。家は横断歩道の角にあって、近いのです。できれば横断歩道を渡るときに音が出ない、これは警察行かなければ駄目なのですけれども、そして国道で取付け道路のところに大きな穴があって落ちましたと。そして、できれば横断歩道に点字ブロックをつけてほしいのですという要望が出されました。そして、開発の取付け道路の穴のもの

は、開発の士別の所長とお話しさせていただいて、現場一緒に見て、改善していただくようにはしたのですけれども、問題は横断歩道だと思うのです。でも、利用するのはきっとその視覚障がいの御婦人1人かな、横断歩道は誰でも利用するのですけれども、町中ではないものですから、その方が主に利用するのかなというふうに思います。病院の近くですから、病院関係の方も。そして、その視覚障がい者用の点字ブロックを設置できないですかねというお話をいただきました。建設水道部長、その点字ブロックつける部分で、何か規定だとかいろいろな部分というのはあるのでしょうか。開発の所長は、バス停があって、バス停まで行く部分の横断歩道であれば設置は可能なのですけれども、今のところではバス停は逆にあって、そしてバス停も遠いのです。だから、開発のほうはちょっとつけられないのかなと思うのですけれども、名寄市の道路のほうは病院に行く道路ですから可能なのかなという部分はあるのですけれども、点字ブロックをつける部分の規定というのがあるのかどうか教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今高橋議員のほうから点字ブロックの設置の規定ということで御質問を再度いただきました。点字ブロックにつきましては、視覚障がい者用誘導ブロックということで、先ほどお話もありましたとおり、本市も国の省令と同じように、ちょっと長いのですけれども、名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例ということで、視覚障がい者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に視覚障がい者用誘導ブロックを設置するものとするという目標がございます。

現在国の方針といたしましては、道路のユニバーサルデザイン、バリアフリーを含めたユニバーサルデザイン化を促進するために、多くの高齢者や障がい者が通常徒歩で移動する道路を特定道路

ということで国土交通大臣が指定をし、歩道上の視覚障がい者誘導ブロックを設置することを義務づけるというような形になってございます。この特定道路はどういうものかということになってくると思いますが、この特定道路につきましては、まず特定旅客施設、駅です、こちら1日平均利用が当初5,000人だったのですけれども、今は3,000人以上の利用があって、特定旅客施設と特定路外駐車場、自動車の駐車場なのですけれども、500平米以上で、かつ駐車料金を徴収する駐車場、また主な福祉施設ということで、特定建築物、これは不特定かつ多数の者が利用をし、また主として高齢者、障がい者が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で認めるものというふうになってございます。ちょっと分かりにくいのですけれども、要はまず国のほうでは全国的に利用の多い部分、利用者の大変多い部分を優先的にやっというふうにやっというふうにやっというふうに進んでいることになってございます。これらのことから、先ほどお話ししましたけれども、名寄市においてはこの大臣承認を受けている道路、特定道路につきましては、国道40号の南6丁目から南11丁目までの0.6キロがそこに当たってございます。このほかにも開発、北海道と名寄市とで重点整備地区ということで先ほどもエリアを設定して、一部誘導ブロックだけではなくて歩道の設置を含めて整備をしましたということではございました。ということになってくると、いつまでたっても名寄市のほうではまだ誘導ブロックを整備しないのかということにもなってきますので、私どものほうでもこのバリアフリー新法できる前から視覚障がい者用誘導ブロックの配置計画というのは実は持っていてございまして、これにつきましては、御存じのとおり、名寄駅から例えば南6丁目、市立総合病院までは整備終わってございますし、そのほか7路線、また中央通や西2条通などは各交差点の辺りのところに止めの誘導用ブロックを設置をして

いるという状況になってございます。まだまだそもそも歩道等の未整備の路線も多く、そちらも改修してということも併せてというふうになってきますけれども、この部分につきましては今後も高齢者、障がい者を含めた全ての皆さんのユニバーサルデザインの社会の実現を目指したような形で整備のほうを進めていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。特定道路でなければ、また駅、駐車場、そして店舗等でないとなかなか難しいというのが分かりました。分かるのですけれども、全ての市民が快適に生活できるというこの福祉計画の下では、一人でもやっぱり必要ではないかというふうに私は考えています。ぜひそういう部分で障がい者が安心して、一般市民と同じくこの名寄市で暮らせる体制を整えるのが行政の役割かなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

その部分で、部長の先ほど駅から市立総合病院までというふうに、あそこは入っています。見受けるのですけれども、大変凹凸が激しいというふうに私は感じます。市立総合病院側は新しいからいいです。商店街側の歩道の部分というのは、視覚障がい者には大変危ないのかなという部分、この視覚障がいの組合のあれを見ると点字ブロックの上には物を置くなまで言っている状況ですから、やはり障がい者がほとんどの方が目が見えませんが、点字ブロックを目指して歩いている中でやはり凹凸や何かがあるというのは厳しいのかなというふうに思いますし、豊栄通もあそこも点字ブロック入っています。横断歩道等に入っているのですけれども、あそこの歩道の点字ブロックももう10センチぐらい下がっているだとかというところが何か所かあります。ぜひ一度この点字ブロック点検していただいたほうがいいのかと思うのですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） まず、先ほどの特定道路の部分で基準がちょっと高いような話しさせていただきましたけれども、そうはいつでも私どももだからといってその基準に達していないので、やらないというふうには思っておりませんし、いずれにしてもなかなかピンポイントで施設整備というふうにもならないものですから、あくまでもバリアフリー化された道路であるとか、誘導ブロックについてもある程度ネットワークと申しますか、もしくは施設と施設を結ぶというようなことの中では今も検討している部分もございますし、例えば本来であれば今でいうところの名寄駅から市役所までの大通にも実は誘導ブロック設置されていけませんので、早くこの部分も道路の改修将来的にあったときに併せてやっていきたいというようなもくろみでもございますので、その部分については御理解いただきたいと思っております。

また、今ありました6丁目のそもそも誘導ブロックというよりも歩道がたがただよというお話につきましても、実は数年前に1度6丁目舗装歩道ではなくてブロック、点字ブロックではなくて歩道自体がブロックの歩道でございまして、手をかけたことはあるのですけれども、やはり経年でまたそういうようなことが進んできている部分も含めまして、また郊外の豊栄通などのブロックや何かの部分、点字ブロックが下がっているのではなくて、そもそも歩道がもう下がっているということもあろうかと思っておりますので、その部分につきましても間違いなく私どものほうで一斉点検かけまして、ひどいところから順次補修はしていくという対応をしてみたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。目の見えない方には、この点字ブロック本当に命の絆、命の道なのです。ぜひ一度名寄市内の点字ブロック点検していただきまして、障がい者

に支障のない体制を整えていただくようお願いいたします。

また、全ての市民が、全ての障がい者が安心して住める名寄市を目指していただくことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新型コロナワクチン接種に関わって外2件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、大項目3点について質問いたします。

大項目1、新型コロナワクチン接種に関わって。9月14日現在、市のホームページにて記録住民の74%が2回目の接種を完了していると承知をしております。厚生労働省のホームページによりますと、全国で2回の接種を終えた方がおよそ6,300万人、全国民の50%、過半数を超えたとされておりまして。そこで、以下小項目4点について伺います。

小項目1、これまでのワクチン接種の進捗状況と副反応について。8月30日の市長の定例記者会見では、本市におけるワクチン接種は9月上旬をもって接種希望者への接種予約はおおむね完了することとでございます。現時点でのワクチンの供給体制と進捗状況が計画に沿って順調に推移しているのかについて伺います。

また、9月10日に開催されました第68回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会の報告によりますと、ワクチン接種医療機関から報告をされているワクチン接種後の死亡者数が1,155名に上っております。主立った大きな

副反応者は2万3,456人で、そのうち重篤者数は4,201人と報告をされています。それらを踏まえて、本市、名寄保健所管内の副反応に関わる報告数と主立った症例について、今日までの状況についてお知らせください。

小項目2、12歳から15歳、16歳以上の若者世代へのワクチン接種の考え方について。大人のワクチン接種率が順調に推移している状況下で、変異したデルタ株が世界中で感染を拡大しています。若年者の感染増加も報道され始めておりますが、若年者の重症化率、死亡率は極めて低い状況であります。その中で、国内で若年者へのワクチン接種後の副反応による重篤症例や死亡例などが複数報告されている現状にあります。若年者へのワクチン接種の在り方について、どういった科学的根拠を提示して接種券を案内されているのかについて伺います。また、若年者接種における副反応などの有害事象と接種することの効果についての御見解を伺います。

小項目3、3回目接種と異種ワクチン交差接種の考え方について。2回の接種から一定期間が過ぎれば、本来であれば十分な免疫獲得が期待されると言われていたましたが、今ブレークスルー、接種後感染が世界各地で広がりを見せています。また、2回目のワクチン接種から半年余りでそのベネフィット、効果が薄れてくるとの査読済み論文も発表されています。日本政府も9月10日に3回目ブースターショット、異なる種類のワクチンを用いる交差接種について議論に入るといふ報道がありました。年内にも実施することを視野に入れているとのことです。本市において3回目接種並びに異種ワクチン交差接種についてどのように捉えているのか、現時点での御見解を伺います。

小項目4、ワクチンハラスメントやワクチン接種差別の防止について。名寄市広報9月号の4ページに「STOP「ワクチン差別」」が掲載されました。新型コロナワクチンを接種する、しないは任意であり、個人個人それぞれの判断に委ねら

れていることは予防接種法でもうたわれています。接種に関わる強要や差別的な扱いが起らないように厚労省のホームページ、あるいは法務省人権擁護委員連合会からも発せられているところです。ただ、現在のように国を挙げてワクチン接種を促進している状況下では、接種について慎重な人たち、あるいは様々な諸事情によって接種ができない人たちに暗黙の同調圧力が重くのしかかっているのも現実であります。ワクチン接種に慎重な人たち、接種ができない人たちに対して不利益な行動制限など、権利侵害あるいは人権侵害が起らないようにするためにどのような対策を講じているのかについて伺います。

大項目2、学校教育のICT化、GIGAスクール構想に関わって。国は、Society5.0を提唱して、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させた未来社会を創造していく方針を打ち出しています。誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化をされた創造性を育む教育を全国の学校で持続的に実現を図っていくGIGAスクール構想を推進しています。国は、コロナ禍による補正予算を駆使して計画の前倒しを図っています。本市においても、教育行政執行方針あるいは「教育なよろ」にも学校教育ICT化とGIGAスクール構想実現に向けた整備を進めると記されております。今年度当初予算にも学校教育情報化推進事業において教育用端末に856万円、ICT支援員配置に950万円、合計1,806万円が計上されています。以下、3点についてお伺いします。

小項目1、GIGAスクール構想実現に向けた環境整備と端末整備状況について。予算に関わるロードマップの実施状況と通信ネットワークの環境整備状況並びに1人1台端末の配備の進捗状況について伺います。また、ICT支援員の配置状況、学校教育情報化推進委員会の協議内容について伺います。

小項目2、GIGAスクール構想に適したソフト面としての教材やカリキュラムについて。IC

T機器の整備を下に情報活用能力を高める教育には、GIGAスクール構想に適した教材とそれらに使うためのカリキュラム、教職員と保護者のITリテラシーが必要不可欠になります。指導教材やデジタル教科書、AIドリルなど、本市ではどのようなソフトを整備していくのかについて考え方を教えてください。また、カリキュラム構築とITリテラシーとモラルの指導の取組についてどのように進めていくのか御見解をお伺いいたします。

小項目3、ICT環境整備による児童生徒への心身に与える影響について。学校内の大容量無線通信ネットワークの整備は、多くの電磁波を発生させます。学習では1人1台端末タブレットの使用が進められています。学校内で児童生徒が無線周波数電磁波に被曝することによる心身の健康に及ぼす影響についてどのような対策を講じているのかについて伺います。

大項目3、地域公共交通網形成計画と物流拠点化に関わって。地域公共交通網の維持と改善は、交通分野の課題解決のみならず、まちづくりビジョンである総合計画をはじめ、各種計画ともリンクするまちづくりの総合的なランドデザインを描いていく上で重要な血管となる部分です。さらには、保健、福祉、教育、生活環境などにも大きく関わり、庁内の部署を横断した取組が求められるといった市政運営にとって重要な柱に位置づけられます。また、道北の中核都市として、モデルシフトを包含した物流の拠点化事業は、ロジスティクス物流システムの最適化、適正化に向けて経済効果を内包した可能性のある取組でもあります。以下、小項目3点について伺います。

名寄市地域公共交通網形成計画中間年に当たって。5か年計画の地域公共交通網形成計画の中間年を迎えて、これまでの振興計画に沿った取組の評価、考察と今後の計画改善の見直し、必要性についてどのように進めているのか伺います。

小項目2、名寄版Maasの導入に向けた可能

性について。昨年の12月定例会において質問させていただきましたMaas、モビリティ・アズ・ア・サービスの可能性について、名寄市公共交通活性化協議会において次期計画を見据えて情報共有を進めるといふ御答弁でした。名寄市の目指す公共交通網の全体像に関わる基本方針をブラッシュアップしていく上で、基本方針を見直しつつ、総合計画をはじめ各種計画と整合性を取りながら名寄版のMaasを創出させていく可能性について御見解を伺います。

小項目3、物流拠点化の機能構築とモデルシフトについて。道北圏域ロジスティクス総合研究協議会をはじめ、官民を挙げた連携による物流拠点化機能構築に向け、どのような実証実験を重ね、どのような可能性を見出しているのかについて伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ただいま富岡議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、新型コロナワクチン接種に関わってお答えいたします。初めに、小項目1、これまでのワクチン接種の進捗状況と副反応についてですが、本市におけるワクチン接種の進捗状況については、9月14日現在、記録住民2万4,340人中1回目の接種を終えた方が2万561人で84.5%の接種率となっております。現在予約されている方が540人おり、86.7%の接種率になる予定で、接種を希望される方はおおむね終了いたします。今後も接種を希望される方が接種できるよう予約を受付し、3週間ごとに接種を実施してまいります。

次に、ワクチン接種後の副反応報告につきましては、議員御承知のとおり、ワクチンの接種後に生じる副反応を疑う症例については、国が医療機

関に報告を求め、厚生労働省の厚生科学審議会において専門家による評価が行われております。その評価結果は、厚生労働省のホームページにおいて速やかに情報開示がされておりますが、都道府県や市町村別には情報開示がされておられませんので、御理解願います。

次に、小項目2の12歳から15歳、16歳以上の若い世代へのワクチン接種の考え方についてですが、ワクチン接種につきましては、ワクチン接種におけるリスクとベネフィットを理解した上で、あくまでも希望される方が接種をするものとされております。そのため、接種券を個別に送付する際には厚生労働省から情報提供がされている直近の新型コロナワクチン予約接種についての説明書を同封し、科学的根拠に基づく最新の情報提供に努めてきております。特に12歳から15歳の方には、4月13日付でお子様と保護者の方向けのリーフレットが新たに作成されたため、併せて送付をしております。

次に、若年者接種における副反応などに対してのリスクとベネフィットにつきましては、新型コロナワクチンがほかのワクチンと比べ安全性等に関するデータが格段に少ない上に、新型コロナウイルスの感染力が強いとされる変異株や免疫が働きにくくなるとされている変異株の報告がされるなど、日々情報が変化しております。そのため若年者でも症状が重くなる例や嗅覚、味覚障がい、疲労感などの症状が長期にわたって続く例も報告されており、本市といたしましては国から提示される科学的根拠に基づく正しい情報を分かりやすく提供できるよう、引き続き努力してまいります。

次に、小項目3の3回接種と異種ワクチン交差接種の考え方についてですが、新型コロナワクチンの接種は、予防接種法の第6条第1項の臨時接種とみなして実施するものとなっております。実施に当たっては国から示される予防接種実施要綱や新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に基づき、遺漏のないよう適切に対応

することとされております。そのため、本市においても国から配分されるワクチンを用いて、接種対象者や接種の量、間隔等の規定に従い接種を進めてまいりました。今後においても国から3回目の接種や異種ワクチン接種の交差接種について正式な通知が示された場合には、これまで同様接種を希望される方ができるだけ早期に円滑な接種ができるよう全力で取り組んでまいります。

最後に、小項目4のワクチンハラスメントやワクチン接種差別の防止についてですが、今までもお答えしているとおり、ワクチン接種は強制ではなく、様々な事情で接種を受けることができない方もおります。いわゆるワクチン差別というような差別や偏見、接種の強要や嫌がらせなどは絶対に許されるものではないとの思いから、広報での周知を行ったところですが、先月から接種を開始した12歳から15歳の対象者とその保護者向けのパンフレットには、守ってほしいこととしてワクチンを受けた、受けていないという理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは絶対にあってはなりませんという記載がされ、周知啓発がされております。このパンフレットにつきましては接種券に同封し、個別に送付をしています。今後もワクチン接種を受けていない方に対し、差別的な扱いがされることのないよう様々な機会を通じて周知啓発に努めてまいります。

また、ワクチン接種を受けた後もマスク着用、手洗い、手指消毒といった感染予防対策は必要となりますので、市民の皆様の理解と協力を得られるよう情報発信を続けてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2、学校教育のICT化、GIGAスクール構想に関わってについて申し上げます。

初めに、小項目1、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備と端末配備の状況についてですが、国はSociety5.0時代を生きる子供たちにと

って、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境整備が急務とされ、学校教育の情報化に関する法律が施行し、GIGAスクール構想の実現に向けた方針が示されました。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校の臨時休業等の緊急時においてもICT機器の活用により子供たちの学びの保障ができる環境を早急に実現するため計画期間を前倒しし、令和2年度に情報通信機器等の整備が進められました。

本市小中学校においても令和2年度に児童生徒1人1台端末としてクロームブック1,883台の導入や大型提示装置など必要な備品の整備を行うとともに、学校内の高速大容量通信ネットワーク整備を進め、現在は改築が予定されている智恵文小学校を除く全ての小中学校で校内ネットワーク環境の整備が終了しております。なお、智恵文地区は、光回線未開通のため、開通までの間モバイルWi-Fiに対応しております。本年度については、教師が授業等で使用する教育用端末171台を8月下旬に各学校に配備するとともに、学校でのICT機器の活用に対するサポートやICT機器の点検、通信障害や故障等の対応などを目的に、2学期からICT支援員5名を配置しております。

また、学校教育情報化推進委員会では、1人1台端末や高速大容量通信ネットワークの整備に向け導入する機器や学習用ソフト、その他必要となる備品などの選定や小中学校、教育情報セキュリティガイドラインの改定について協議を行ってきたところです。今後は、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携し、教育の質の向上を図るICT機器の効果的な活用に向け、検討を進めてまいります。

次に、小項目2、GIGAスクール構想に適したソフト面としての教材やカリキュラムについて申し上げます。あらゆる活動においてコンピューター等を活用することが求められるこれからの社会を生きていくためには、全ての児童生徒がコン

ピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは極めて重要なこととあります。新学習指導要領では、情報や情報手段を主体的に選択し、活用するために必要となる情報活用能力が児童生徒の学習の基盤となる資質、能力として位置づけられました。このため本市では、さきにも述べたとおり、全ての児童生徒にクロームブックを整備し、各教科等の学習内容と関連づけながら、計画的に活用しているところであります。

ICT端末を活用したカリキュラムにつきましては、各学校で既に編成している教育課程の中で、ICT端末を活用することによって学びが効果的、効率的となる学習場面を指導計画に位置づけたり、指導方法や教材を工夫したりするなど、ICT端末を活用したカリキュラムの編成、実施、改善に努めております。現在ICT端末を活用した教材については、全小中学校のICT端末に共通して導入した学習支援クラウド、ロイロノートという教材を使っております。こうしたICT端末を活用する指導教材は、現在大変多く存在し、本市に十分適したソフトやアプリを選択することがGIGAスクール構想を進める上で重要と考えております。デジタル教科書やAIドリルをはじめ、これから多くのデジタル媒体による指導教材が開発されることと思われませんが、名寄市教育改善プロジェクト委員会や学校教育情報化推進委員会などが中心となり、教材の選択や必要な備品の整備、教員に対する研修等に努めてまいりたいと考えております。

また、現在インターネット上での誹謗中傷などが深刻な問題となっていることから、学校と家庭、地域が連携して、児童生徒に情報モラルを育むことが重要であります。具体的には家庭や地域との連携を図るため、保護者や地域住民の方々に対しインターネット活用のルール等への理解を深めていただくよう、道教委から配信されているパンフレットなどを活用した啓発や名寄警察署や名寄市消費生活センター、民間企業等と連携を図り、情

報モラルに係る講習会などを実施しております。

教職員のITリテラシーにつきましては、学校ごとに学校セキュリティガイドラインを作成し、電子情報及び電子情報を扱うシステムや個人情報の保護、校内ネットワークやインターネットの適正利用等に係る必要事項、使用基準を定め、全教職員が同じルールの下で情報の管理やICT端末の運営を行っております。

今後教育委員会といたしましては、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループにおいて、教員のICT活用指導力の向上に資する研修会を通じて、主体的、対話的で深い学びの実現に資する授業改善等を図り、児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいります。

次に、小項目3、ICT環境整備による児童生徒の心身に与える影響について申し上げます。GIGAスクール構想の実現に向け、各小中学校においては、1人1台端末の導入と高速大容量通信ネットワーク環境の整備を行いました。お尋ねの電磁波の影響についてであります。国においてはより安全に、より安心して電波を利用するために電波防護指針を制度化しており、こうしたネットワーク環境についても安全を考慮した基準であるものと考えております。そのため、引き続きGIGAスクール構想や学校教育のICT化に努めてまいります。ICT機器の活用による児童生徒への健康上への配慮には文部科学省の児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックを参考に十分に注意しながら進めていくとともに、電磁波に対する総務省や文部科学省などからの新たな情報や見解についてしっかりと注意しながら取組を進めてまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目3、地域公共交通網形成計画と物流拠点化に関わ

って申し上げます。

初めに、小項目1、名寄市地域公共交通網形成計画中間年に当たってについてですが、名寄市地域公共交通網形成計画については、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間としており、今後の人口減少、高齢化社会の進行を見据え、恒久的な地域の足を守るため策定されました。本計画では、利用者ニーズを踏まえた持続可能なサービスの提供、ICT等の活用による公共交通サービスの拡充と情報の高度化、交通空白地における地域の足の確保、過度な自動車利用脱却に向けた安全、安心な移動の実現の4つの基本方針を設定し、それぞれ対応する施策について本市やバス事業者などそれぞれの立場で取組を進めているところです。

これまでの振興計画に沿った取組の評価、考察については、令和元年度は振興計画に基づき、主な取組としては出前講座の実施や高齢者向け冊子の作成、人口が多い地区における停留所の見直し議論、バスロケーションシステム導入の検討など順調に進んでおりましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても取組を進めてきたところであります。今後の計画の改善見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不要不急の外出自粛やイベントの中止などに伴う外出機会の喪失により移動需要が大幅に減少しており、今後も移動需要が戻るには相当の時間がかかるものと思われ。そのため、次期計画の策定の際には、少なくなってしまった移動需要に応じた移動手段について改善や見直しの必要があると考えております。

また、国においては、地方の移動手段をめぐる現状と今後に向けた基本的考え方の下に法改正をしておりますので、引き続き国の動向について情報収集を進めてまいります。

次に、小項目2、名寄版Maasの導入に向けた可能性について申し上げます。Maasについては様々な種類があり、ドイツにて行われている

鉄道や地下鉄、バスや地下鉄などの経路探索、予約、決済を行うM a a Sのほか、フィンランドでは様々な交通サービスの予約、決済機能にとどまらず、月定額で様々な交通サービスが乗り放題となるエリア内交通サービスの統合サブスクリプションを行うM a a Sが行われております。また、国土交通省が提唱している日本版M a a Sでは、手元のスマートフォンから経路検索、予約、支払いまでを一度に行い、利用者の利便性向上やシームレスな移動を実現しようとするものであり、北海道内では十勝地域における公共交通を用いた旅行を便利にするため、目的地提案型の北海道十勝M a a Sとして実証実験が行われたところです。このように国内外において人、物、サービスと移動が一体的かつ効率的な仕組みがM a a Sとして展開されているところです。

議員御質問の名寄版M a a Sの創出の可能性につきましては、まず地域がどのようなM a a Sが望まれており、またどのようなM a a Sがこの地域で導入可能なかを考慮する必要があると考えております。さらに、M a a Sを展開するに当たっては、スマートフォン等の利用が前提となるなど、本市におけるバス利用者の年齢層などを考慮すると、現状名寄版M a a S創出は今後も議論を深めていかなければならない課題と認識しておりますし、国、道の動きも注視してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、物流拠点化機能構築とモデルシフトについて申し上げます。物流に関する取組は、平成29年に名寄市と物流事業者で構成する名寄地域物流研究の開催から始まり、国においては同年、北海道開発局が主体となり、北海道総合開発計画に関する取組として北海道型地域構造生産空間の保持、形成がスタートしました。国では道内3か所をモデル地区と定め、その一つに名寄周辺モデル地域が指定され、圏域自治体と共に現在まで議論を深めてきているところです。

市内では、昨年7月に道北圏域ロジスティック

ス総合研究協議会が設立され、北海道開発局の取組と連携しながら、道北圏域の物流に関する課題調査を実施してきております。実証実験では、北海道開発局の事業として昨年10月と11月に道の駅を活用した共同輸送の試行が行われ、名寄以北を中心に農家や特産品の販売業者の方などを対象にするとともに、サイクリング用の自転車の輸送も行われ、荷主のコストメリットが確認されたところです。

今後の方向性についてですが、道北地域を見たときに南からの荷物の流れ、道北地域から南へ向かう荷物の流れがそれぞれの地域へダイレクト輸送されているものもあり、積載率の低さから輸送コストへ跳ね返っている状況であります。拠点に集約することで共同輸送の構築を進め、積載率の向上により輸送コストを下げる取組が有効であるとともに、ドライバー不足の課題解決にもつながる取組でありますので、北海道の玄関口である苫小牧市から日帰りが可能とされる北限の名寄市の強みを生かし、持続可能な道北圏域の生活基盤維持のため官民連携し、取組をさらに進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。時間の許す限り再質問をさせていただきたいと思っております。

ワクチンの関係についてでございますけれども、感染症の対策本部をはじめ、市民が一丸となってこれまで感染予防対策のたゆまぬ努力と市役所、保健、医療、介護現場、そしてワクチン接種現場で日々奮闘されている方々に対しまして改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。それを含めて、慎重かつ客観的に幾つか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

全世界がこれまで一斉にこれだけの数のワクチンを接種したことというのは今までに過去に例を見ないという状況でありまして、我が国において

も政府、厚生労働省が緊急特例承認としてこのワクチン接種が始まった。メッセンジャーRNAワクチンという初めての処方であったわけですが、もちろん、本市のホームページには感染予防対策、あるいは接種の予約、接種の状況についてということは、割と事細かに記されているのですが、残念ながらワクチンの安全性と有効性についての記述、あるいはそれに対する科学的根拠を示す公文書、そして副反応リスクに関するデータというのはなかなか上がっていません。先ほど御答弁ありましたとおり、市町村別の副反応に関しての発表はないというのは承知をしているところですが、その辺も含めてバランスの取れた表記というものをホームページ上でも行うべきなのではないかなというふうに私は考えているのですが、その辺に関していかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今ありましたホームページ上での公開の部分でありますけれども、これまでも接種券の送付だったり、機会を見つけてそういった情報を提供してきておりますけれども、議員おっしゃられるとおり、感染予防対策であったり、そういったものが主になっているのは事実かというふうに思っております。市として、先ほど申し上げましたように、国においていろんな情報提供されている部分でありますので、市独自で提供するものがないという状況でありますので、そういったところにリンクすることになるかというふうに思いますけれども、その辺についてはホームページをもう一回見直して、そういうところは見やすく簡易にいけるような状況になっているかどうか確認して、必要であれば対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） （9月27日 富岡議員発言により削除）

未知の世界、ウイルスの正体すらもいまだに判明していないという状況の中で、今回のワクチンの特例承認という形での接種というのは、まだまだ分からないことがたくさんあるのだろうなというのは理解をするところなのですが、何回も申し上げてくごいようなのですけれども、やっぱりその辺はホームページあるいは接種券の説明書の中にも両方のことをきちんとたわねる必要があるのではないかなというふうに思っておりまして、その辺に関して調べている自治体とかなないのかなと、そういう発表されている自治体ないのかなと調べておりましたら、大阪府の泉大津市、こちらの南出市長が政府機関がちゃんと公表している確実な情報に基づいた中で、リスクとベネフィットを分かりやすく提示をした中で市民にワクチン接種のための判断について独自のメッセージを動画でも配信をされているところです。政府機関から公表されたデータに鑑みても、接種による子供たち、あるいは若年者、あまり重篤化しない、死亡例も少ないという子供たち、若い人たちに対して、ワクチンが高い効果を生み出すとは言えないのではないかなというような問題提起もされているところです。そういったもろもろを提示した上で当事者が納得できる、きちんと判断ができるような情報を提供するという責任が行政側にもあるのではないかなというふうには私には考えるのですけれども、リスク情報の不提示といったバランスを欠いた情報発信の状況では、

市民の中には一層不安を覚える方もいらっしゃると思います。本当にこのワクチンが打っていいものなのか、悪いものなのかと分からない状況にあるような方々に対してきちんとした情報を提示するというのは、ある意味納得した判断をそれぞれの意思に任せるといふことに対して大きな責任があるのだろうなというふうには思いますが、この辺に関しては、加藤市長、どのようにお考えですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） なかなか難しい問題というか、あくまでもこの健康に対する知見は国が責任を持って情報開示をしていくべきだというふうに思いますし、まだまだその中でも分からない中で進んでいるというところもありながらの北海道あるいは市町村もそれに準じてやるべきことをやっているというようなことでありますので、今後ともこうした国や、あるいは北海道のそうしたデータ、あるいは知見を注視しながら、自治体としてもすべき判断をしていく、やるべきことをやっていくということに尽きるのではないかなというふうに考えます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） なかなかこの一自治体の中で、いろんな動きをしていくというのは非常に今は難しい状況なのかなというのは大変理解をするところでもありますけれども、とりわけ子供、若年者への接種に関しては慎重になる必要があるのではないかなと。というのも中長期的なこれからどんな有害事象が起きるかが分からないという状況にあるものを子供に接種をしていくというのが果たして将来的に有効なのかどうなのかというようなことをやっぱり考える必要があるのかなと。

イギリスの公衆衛生庁は、9月3日、ワクチン予防接種合同委員会の見解の下に12歳から15歳の子供へのワクチン接種を一部のケースを除いて一律に推奨することはしないという発表をしているところです。これはイギリスの話ですので、

日本がどう考えていくかというのはそれぞれののだらうなというふうには思うところでありますけれども、ぜひともその辺に関しては慎重に判断をしていていただきたいというふうに思います。

ファイザーのワクチンの説明書、非常に字が細かくて読みづらいねという話も市民の方から伺っております。一応副反応とか予防接種被害の救済制度とかもろもろ書かれておりますし、これは初めて打つもので、どんなことになるか分かりませんよという話も書かれてはいますが、その辺も含めてきちんとホームページのほうにもアップをしていていただきたいなというふうに思います。

また、差別の問題に関しては、こんなコロナいじめゼロ宣言という子供たちがいじめ防止サミットの中で採択をしたものというのがあります。そして、分科会の尾身会長も人権擁護の部分で不安を差別につなげてはいけないということも発信をされております。そういった流れの中で、接種に対して慎重な方々、あるいはいろいろな諸事情があって接種できない方々、そういった方々に不利益が生じないような形を取るべきだろうというふうに考えるのですけれども、その辺についてもう一度御答弁をいただけたらありがたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） ワクチン接種に関して差別、誹謗中傷、強要、いじめといった点でございまして、先ほどの答弁で申したとおりでありますけれども、基本的には強制ではなくて、それぞれの様々な事情、状況も踏まえて、打つ、打たないというのは自己判断ということになっております。それによって差別や誹謗中傷、いじめ等を受けるということは、これは絶対に許すことはできない状況というふうに思っておりますので、それにつきましては今後引き続き、特に子供たちもそうですので、教育委員会とも連携を取りながら、全市民がきちんと認識を持って対応していくような情報発信、取組については進めてい

きたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひそのようにお願いをしていきたいなというふうに思います。

続きまして、G I G Aスクール構想のほうに関してまた再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、文部科学省は来年度の政府予算の概算要求に5兆9,000億円を計上しております。小学校の教科担任制で2,000人に及ぶ教員を新たに配置する、加配するということとG I G Aスクール運営センターを各自治体に整備するということですが、G I G Aスクール運営センターのことにに関して本市ではどのようにこれから進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今富岡議員おっしゃられたように、令和4年度の文科省の概算要求の中にG I G Aスクールの運営センターというものが入っているかと思っております。私も非常に気になりまして、上川教育局、そちらのほうに少し問い合わせしてみたところ、申し訳ございませんが、まだその全容が分かりかねているということもございまして、これからどのように進めていくかについてもこれからそういった情報を注視しながら、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 承知いたしました。本市においてもぜひともこの辺情報をきちんと取る中で、来年度の予算の中に組み込んでいけるような方向に持っていただきたいなというふうに思っているところです。

G I G Aスクール構想を推進していく上では、恐らく様々なお話さっき御答弁でありましたけれども、理念がなくて、スキルだけを優先してしまっても、訓練してもこれはあまり意味がないものなのかなと思っております。というのも、国が示

しているSociety5.0の基本理念にのっとってもスキルの部分だけの訓練ではなくて、これから必要になってくるのは恐らく自ら情報を取りに行き、その情報を自分たちで精査をしながらデータを作って発表するというところまでを含めて、これがICTの情報教育の一番の柱になってくる部分なのだろうなというふうに思っているのですが、Society5.0が目指す教育のICT化はそういうことを目指すためだと思います。GIGAスクール構想にそれが当てはまってくるのではないかなというふうに思うのですが、教育委員会としてどのようなビジョンを今後描いていくのかについて、教育長、御答弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今後のICTの本市の活用に対する方向性というか、ビジョンについてということでありますが、新型コロナウイルスの感染症による学校の臨時休業など緊急時においてICTを効果的に活用するということは、極めて重要なことだと思います。それは、子供たちと先生方が円滑にコミュニケーションを取ることができて、子供たちの学びの保障につながっていくという押さえであるからであります。

先般、御承知のように、名寄南小学校におきましてロイロノートの活用ということで授業公開されました。議員も今度一度各学校で公開しますので、見に来ていただければと思うのですが、ただその中で子供たちの操作技術がそれぞれでまちまちなので、時間的にかなり全員が統一して同じ方向に進むには時間がかかるというような課題も出ております。また、コロナ感染に関わって風連中学校の1年生で実は遠隔学習を行ったのです。先生が学校にいて、子供たちは家にいてという、いわゆる遠隔学習を行ったのですが、ここでも例えば家庭の通信環境が十分でないでありますとか、あと途中で機器が中断されたとか様々な課題、これが浮き彫りになったところでもあります。

一応ICTに関わる教育については、逐次進めているのですが、私は基本的に私どもの管轄は公立学校でございますので、対面指導、これを基本にしていきたいと考えておまして、主体的、対話的で深い学びを実現するためにはやはり基本は対面指導であると。このことを基本にして、それにGIGAスクール構想で整備された1人1台端末を学習に効果的に活用していくというような位置づけ、あくまでも基本は対面指導だという形で今後名寄市のICT教育を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。小学校で公開授業をやっているということなので、ぜひともそこに勉強させていただきたいというふうに思っているところです。

休校時に関して、一斉休校になったときとかオンラインの授業とかで活用していくということは今後ともあり得るのかなということも思っておりますし、あるいは不登校児童の学校に行くきっかけを求めるための一つの入り口にもなるのかなというふうな期待も持っているところです。ただ、国のほうは安全基準を持ってやっているという話ですが、高速での大容量通信ネットワークの整備ということは、私たちの細胞というのは無線周波数帯の電磁波というのに振動して暴露していくということがありますので、とりわけ成長期の子供たちに対する健康配慮というのは大変大切なことになるのかなというふうに思っています。今後デジタル教科書が導入されるなど、一層電磁波の被曝による健康被害というのが起こり得る、あるいは電磁波過敏症という方々もいらっしゃいますので、その辺の対策も十分に練っていただきたいというふうに思っているところです。GIGAスクール構想を前倒しで整備を進めていかななくてはならないという状況で、多分すごく大変な御苦勞をされているのかなというふうに思っておりますけれども、ぜひとも子供たちの学習に

支障のないような、教職員に対しても過度な負担のないような形で、ぜひともこれを前向きに進めていっていただきたいなというふうをお願いをしたいというふうに思います。

そして、次は公共交通の再質問に入らせていただきますけれども、これ1点だけ提案を含めて申し上げたいなというふうに思っているのが名寄版のM a a Sというのはなかなか一朝一夕には簡単には仕組みとしてつくりだせないのだろうなというふうに思いますし、全国で展開されているM a a S、世界的にやられているM a a Sというのは、割とI C Tを絡めた形での高度なレベルのものになっているのだろうなと思うのですけれども、ただこのM a a Sを研究されている公共交通に詳しい学者さんたちというのは、最初の実現できるのは実は都市部ではなくて、公共交通機関がなくなりつつある過疎地域であるというふうな発信もされているということもあります。というのは、一足飛びにデジタル化をさせるのではなくて、アナログ的なところから入り口を見つけていくというやり方もあるのだろうなというふうに考えると、それはいいのですが、名寄版のM a a Sも様々な施策、計画等々がある状況を鑑みますと、生活版のM a a Sと観光版のM a a Sという2本立てで考えていくということもあり得るのかなというふうに思っています。移動がなかなかできない周辺部に住まわれている方々が外へ出ていくきっかけづくりになるような、どちらかというとなアナログ的な形で、例えば最近いろいろ考えていたところだと思いついたことをちょっとお話しさせていただきますと、「よろーなのろーな定期券」みたいな、紙媒体でこれはいいと思うのです。紙の定期券として全部の公共交通機関を一律の定額で乗ることができるようなシステムで、それに対して市のほうである程度の補助を出しながら地域の公共交通網を支えていくのと、あるいは新たな形での公共交通網というものをきちんと策定していく上での一つのヒントになるのではないかなというふうに思っ

ております。恐らく今の高齢者の方々に関しては、いきなりデジタル化だとかI C T化という話をすると戸惑うと思いますので、そういった紙券での定期券とする形で、アナログ版のM a a Sというのをちょっと検討してみるのもいいのではないかなというふうに思っています。

昨日のJ R北海道のプレス発表では、名寄高校に全列車が停車すると、特急以外は。これは快挙だなと私は思っています。上下24本の列車が全部止まるということになれば、名寄高校駅を活性化させるためにもそれを絡めない手はないだろうなというふうにも思っておりますので、そういった形で名寄版のM a a Sというのを検討していくために来年度予算に検討予算というものを入れ込んでいくという、本腰を入れて検討に入るということを御提案したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今提案含めて、それからJ R北海道のプレス発表の件もお話しいただきました。公共交通、M a a Sについては、昨年総務部長のほうからも答弁させていただいた当時運輸連合というワードが北海道のほうから出ていて、内容的にいうと今おっしゃっていただいたような支払い等を共通化したいいわゆるシームレスな乗り物に変えていこうではないかという動きのお話だったと思います。それから、今その部分と併せてサブスク的なサービス、定期で、定額でその部分でいろんな乗り物が乗れるようなM a a Sをつくったらどうだろうという提案だったと思います。今総務文教常任委員会のほうでも大変ありがたいことに研究課題として取り組んでいただいておりますし、大変私ども担当としても心強く思っておりますし、1度意見交換する機会をいただきまして、その中でぎっくばらんにお話をさせていただいたところ、やはり課題としては現状の青天井となっているそれぞれ毎年度の事業費、これをどう整理していくのかということと併せて、

やはり利便性が下がると使われなくなるというこの相反するところのバランス、ここの取り方が非常に難しいなというところで、現場としても非常に悩んでいるところであります。そういった議会の皆様方の取組からいろいろなアイデアいただきながら、しっかりと市民生活、環境を維持していくために今いただいたお話も含めて、やはり活性化協議会の中でしっかりと議論を深めて、次期の網計画改定に向けてそこはしっかり取り組んでまいりたいと思いますし、提案いただいたことについては担当としてもしっかりすぐもませていただきながら可能性について、これは運輸局も含めていろいろと情報交換、上部機関を含めて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。ぜひとも前向きに進めていっていただく中で、総務文教常任委員会の中でも取り組まれていることも私も承知しておりますので、その辺も含めて、今後この地域の公共交通網空白区域をなくしていく上でも、ぜひとも前向きな取組をしていっていただきたいなというふうに思っております。

最後に一言申し上げたいなと思っているのが国家的な施策が日々大きく発動していく中で、このワクチン接種というのを推進されている状況であります。そういったときだからこそ私は思うのですけれども、冷静かつ客観的に、慎重に物事を見ていく必要があるのではないかなというふうに考えています。発動されていることが科学的に、論理的に正しいかどうか、合理的根拠はあるのかどうかということをきちんと精査をしながら前へ進めていくというのが私たちに与えられた責任なのではないかなというふうに思っています。必ずしも今の多数趨勢が論理的整合性があるとは言えないというふうに感じている部分であります。今後ブースターショットやワクチンパスポートの発行というのが入ってくるかもしれませんけれども、

医学的にも疫学的にも正当なエビデンスはないものであるわけですから、私たちは健全な社会倫理と秩序を保つ上でも一層慎重であるべきだということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

コロナ禍における教育環境に関わって外1件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大項目1、コロナ禍における教育環境に関わってお尋ねいたします。夏休みが明けて2学期が始まっています。これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子供の感染をめぐむ状況も大きく変えています。これまで感染しにくいとされていた子供への感染が顕著に増えています。2学期の始まりは、コロナでないときでも子供たちの心のケアがとても大切な時期と言われています。児童生徒の教育環境についての取組について伺います。

小項目1、新型コロナウイルス感染拡大への対応について伺います。登校について登校見合わせや分散登校、オンライン授業など柔軟に行われることが求められると思いますが、お考えをお聞かせください。

教室での感染防止対策、児童生徒のマスク着用についてもお考えをお聞かせください。

濃厚接触者を狭めず、実態に応じ学級、学年、全校など広めのPCR検査を行政検査として行うことについてお考えを伺います。

災害時にふさわしい柔軟な教育を願います。例年どおりの授業時間の確保を基本とすれば詰め込みとなり、子供たちがストレスをためるのではないかと危惧をしています。お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

小項目2、GIGAスクール構想の対応について伺います。子供たちの心と体へ深刻な影響が懸

念されます。中教審答申では、児童生徒の健康面への影響にも留意する必要があるとするだけで、その実態把握の手だてや対策は示されていないといえます。ネットゲーム依存などの関連なども含め、子供の生活や健康に対する全体的な影響を明らかにし、具体的な対策を検討する必要があるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、教育格差を一層拡大されるのではありませんか。家庭の通信環境などは様々で、パソコンなどを使い慣れている子とそうでない子の格差が生まれるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、教職員の負担増についても伺います。来年度の国の概算要求では、教員の業務をサポートする支援員らの派遣に280億円、またはデジタル化では学校への情報通信技術支援員の派遣、故障時対応などを行う支援センターを各地に整備するといえます。前の富岡議員への答弁でもありましたけれども、まだ具体的ではないというお話もありましたが、今の時点での教職員の負担増についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

小項目3つ目、高校受験への支援について伺います。現中学3年生は、昨年と今年の2年間コロナの中で過ごしています。また、新しい高校のスタート時に受験することになる現中学2年生も中学入学と同時にコロナ禍で過ごしながらか勉強し、高校受験を目指し頑張っていることと思います。心の負担は非常に大きいものがあると思います。さらに、進学を目指す高校の一つである地元の高校の統廃合があり、進学先の選択に苦慮しているのではないかと心を痛めます。そこで、受験支援についてどのように取り組まれているのか。また、統合推進委員会とも十分に連携し、市内の高校の未来を考える取組を進めるとしているが、具体的にはどのように進めているのかお聞かせください。

魅力化検討委員会が行われたようですけれども、どのようなことが話し合われているのか。中学生

やその保護者にはいつ頃どのようにして伝わるのか。そして、新しい学校の全容はいつになったら明らかになるのかお知らせください。

中学生の思いを正確につかむことが大切なのではないでしょうか。中学生がどんな不安を抱えているのかなどを把握することが一番大切だと考えます。この間どのように取り組まれてきたのか伺います。

大項目2番目、国民健康保険税の負担軽減に関わって伺います。自営業者や非正規で働く方々などが多く加入している国保です。コロナ禍の中で収入が減少した世帯も多いのではないのでしょうか。軽減の基準が緩和されてきていますけれども、さらなる軽減を求める声が多く寄せられているところでもあります。東川町、美瑛町、東神楽町の3町が加盟している大雪地区広域連合は、2021年度の国保料を1世帯当たり年間1万6,380円引き下げます。さらに、18歳以下の子供の均等割を国の制度開始に先駆けて2分の1に減額します。国の軽減策の実施を前に、独自の軽減策の実施であります。そこで、伺います。

小項目1、子供の均等割の軽減について伺います。国では、2022年度から未就学児までが対象の子供の均等割の軽減策を実施予定ですが、名寄市の軽減策についてお考えをお聞かせください。

小項目2、新型コロナウイルス等対策減免について伺います。大雪地区広域連合は、国の基準では該当しない世帯を独自の基準に該当する世帯に拡大して減免を実施しようというものです。名寄市の軽減策についてお考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 川村議員からは大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、大項目1、コロナ禍における教育環境に関わって、小項目1、新型コロナウイルス感染拡大への対応について申し上げます。本市の小中学校は、学校の新しい生活様式におけるレベルスリーの行動基準に即して、3密の回避やマスクの適切な着用、手洗いなど児童生徒に感染させない対策を講じながら、教育活動を推進しております。具体的には教室の入り口を開けておいたり、2方向の窓を同時に開けたりするなど小まめな換気を行っております。また、児童生徒の間隔については、最低1メートル、可能な限り2メートル程度空けた座席配置となるようにしております。児童生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用しておりますが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合などは、マスクを外して換気したり、児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をしております。

児童生徒の登校については、現在分散登校や時差登校などの対応は行っておりません。学校の新しい生活様式を踏まえた登校時における感染症対策を講じながら、全児童生徒が通常どおりの登校を行っております。

感染不安等を理由に登校を見合わせた児童生徒については、本年4月から7月末までに小中学校合わせて66名となっており、登校を見合わせた期間はいずれの児童生徒も1日から2日でした。学校では、担任等が登校を見合わせた児童生徒の家庭に電話連絡などを行い、心の不安等の状況を把握したり、心配していることについて相談を行うなど、一人一人に応じたきめ細かな心のケアに努めております。

次に、学校の状況に応じた行政検査としてのPCR検査の実施についてであります。令和3年6月17日付文科省の事務連絡において、感染拡大地域では保健所の業務が逼迫しているため積極的疫学調査を行うことが困難であるとき、陽性者が確認された事業者が濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示し、保健所が適切と認定した場

合、行政検査として必要な検査を実施することも可能とされております。したがって、万が一学校において感染者が発生し、感染拡大の可能性が高い場合には保健所とよく連携、相談しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

学校における柔軟な教育活動の実施につきましては、現在本市の各学校ではコロナ禍においても学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事等を含めた全ての教育活動を継続し、児童生徒に負担をかけることなく授業時間を確保できている状況であります。

なお、学習活動の工夫の一環として、休業中に風連中学校において1人1台端末を各家庭に持ち帰り、学校と家庭をオンラインでつないだ学習支援の取組を試行的に実施したところです。本市の学校では初めての試みであったことから、今後教育改善プロジェクト委員会が中心となって今回の取組の成果や課題等を各校で共有しながら、学習活動の一層の工夫、改善を図っていきたいと考えているところです。

教育委員会といたしましては、今後も感染症対策を徹底するとともに、学習や各種行事の計画、指導方法等を工夫しながら可能な限り教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障してまいります。

次に、小項目2、GIGAスクールの対応について申し上げます。令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施となっている新学習指導要領では、情報や情報手段を主体的に選択し、活用するために必要となる情報活用能力が児童生徒の学習の基盤となる資質、能力として位置づけられました。こうした中、本年1月の中教審の答申、令和の日本型学校教育の構築を目指してでは、児童生徒がICTを日常的に活用することにより、自らの学習を調整しながら学んでいくことができるようにするとしながらも、児童生徒の健康面への影響にも留意する必要があると示されています。

このため学校では、ICT活用に伴う児童生徒

の健康面や生活習慣等への影響が出ないように、児童生徒への指導や配慮について家庭と連携を図りながら取組を進めております。具体的には本市の学校では、端末を使用する際により姿勢を保つこと、目と端末の画面との距離を30センチ以上離すこと、画面の角度や明るさを調整することなどを児童生徒に指導しております。また、睡眠前に強い光を浴びると寝つきが悪くなることなどについて保健だよりや特別活動を通して指導しております。さらに、心身への影響が生じないように担任や養護教諭等が中心となって、日常の健康観察や学校健診等を通して学校医と連携の上、児童生徒の健康状況の把握にしっかりと努めております。

家庭に対しては、参観日や学校だより等を通じて、ゲームやインターネットを含むICT機器の利用や個人情報の扱い等について家庭でルールを決めるようお願いしたり、道教委が作成したパンフレットやリーフレットなどを活用して、端末を使うときの健康面への配慮について保護者への啓発に努めているところです。

次に、教育格差の拡大に対する御質問ですが、各学校では教育格差が生じないように家庭におけるコンピューター所有の有無にかかわらず、常に一人一人のコンピューターに対する知識や操作技術等の状況を的確に把握し、理解の状況に応じた指導を行いながら、コンピューターを活用した学習活動を進めております。

教職員の負担増については、令和2年度から道教委では小中学校などを対象に補習等のための指導員等派遣事業に取り組んでおります。市内小中学校ではこの事業を活用し、学習指導員は小学校4校に4名、教員業務支援員、スクールサポートスタッフでございますけれども、こちらは小学校5校に5名、中学校3校に3名が配置されてきております。このほかにも市では、1人1台端末や校内大容量通信ネットワークを活用した学習活動をサポートするため、ICT支援員5名を配置しております。今後におきましてもGIGAスクー

ル構想を推進するため、学校と十分に連携しながら、こうした事業を積極的に活用し、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、高校受験への支援について申し上げます。中学校段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方について関心が高まる時期であります。このような発達段階にある生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力を身につけることが重要であります。このため学校では、学校の教育活動全体を通じて、進路指導主事等を中心に組織的かつ計画的な進路指導を行っております。具体的には学級活動の時間において高等学校などの進路に関する情報や職業に関する情報を基に、自分の将来設計や生き方を考える学習や地域の職場で職場体験を行い、働きがいについて体験する活動を行っております。また、生徒が夢や希望を持って主体的に中学校卒業後の進路選択ができるよう個別的教育相談や進路説明会、当該生徒及びその保護者と教員による3者懇談、高等学校の教職員を学校に招いて、高等学校の特色等の講話を聞く高校説明会などを行っております。高校受験に関わる学習の支援につきましては、放課後に生徒が自主的に学習する学習会を計画的に実施したり、長期休業中に教員が生徒に教科の学習内容をもう一度教える講習会などを実施しており、志望校合格に向けた支援も行っております。

次に、名寄市高等学校魅力化推進委員会についてであります。魅力化推進委員会は現在統合推進委員会との合同拡大会議に参加し、スクールポリシーにもつながる新設校のコンセプトづくりなど、意見交換を行っているところです。合同拡大会議は、この後年内に数回開催予定であり、その検討結果や内容を統合委員会でまとめ、道教委へ報告することになりますが、今後の新設校に関する内容など周知できる情報については、中学生や保護者にも速やかにお知らせいただけるよう道教

委にもお願いしております。

また、魅力化推進委員会では、市内中学生や高校生、保護者などに対し、高校教育に関するアンケート調査を行うこととしており、その内容について協議を行っております。中学生や保護者が望んでいる高校や必要な支援などについても広く意見を伺いたいと考えております。

以上、私からの答弁させていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 私からは大項目2、国民健康保険税の負担軽減に関わって、小項目1、子供の均等割の軽減について申し上げます。

子供の均等割の軽減につきましては、令和4年4月より未就学児に係る均等割の5割を公費により軽減する予定となっております。本市といたしましても国の方針に合わせて実施する方向で考えておりますが、市独自の軽減を実施するに当たっては、その財源の確保のために他の国保加入者に対しまして一定の御負担をお願いすることとなるほか、基金からの財源補填につきましても現在その活用が難しい状況となっており、今後の財政運営における影響は少なくないものと考えております。つきましては、市独自の軽減策は難しいものと考えているところではございますが、今後子育て世帯へのさらなる負担軽減につながるよう、対象年齢や軽減割合の拡充などにつきまして国へ要望を行ってまいります。

次に、小項目2、新型コロナウイルス等対策減免について申し上げます。新型コロナウイルス感染症による保険税減免についてですが、国の緊急経済対策によりまして、感染症の影響で一定程度の収入が下がった世帯に対しまして国保税の減免等を行うことが決定されたことから、本市におきましても令和2年度より実施しております。減免内容につきましては、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病を負った世帯につきましては全額免除となり、また主たる生計維持者の事業収入等の額が前年の

収入から3割以上減額が見込まれる世帯につきましては、前年の所得に応じて減額するものとなっております。令和2年度の実績につきましては、申請件数が11件、減免金額は約200万円で、全て収入減での申請となっております。本年度につきましても引き続き実施しております。これまで5件の申請状況となっております。

独自の軽減策につきましては、子供の均等割軽減と同様、財政状況や負担の公平性などを鑑みまずと難しいものと考えておりますが、今後におきまして感染症の影響における加入者への財政支援が万全に行われますよう国へ要望してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。引き続き、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、コロナ禍における教育環境に関わってであります。新型コロナウイルス感染拡大、これが毎日のようにニュースで流れている現状にあります。9月7日、道教委は、道議会文教委員会で4月以降9月3日まで道内の小中高生、高校生も入っているのですけれども、が新型コロナウイルスに感染した数が3,070人というふうに報告されておりました。感染力が強いデルタ株の流行を背景に学齢期の感染が増加傾向にある実態であると。学校での対策も引き続き必要だとの認識を示されたところであります。先ほど御答弁いただいた中身お聞きする中で、本当に細かく対応していただいているなというふうに感じさせていただきました。そこで、ちょっと気になる点が幾つかあります。再度お伺いしたいと思います。

登校について伺ったところでありますけれども、通常登校になっていて、しかし中にはコロナ感染が不安で登校ができない、1日から2日間という短い期間ではありますけれども、66名がこういった状況にあるということでした。それで、こういったお子さんたちが例えば普通の出席数として

カウントされるのか、欠席としてしまうのか、このところの確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） いわゆる出席停止扱いになりますので、出席数にはカウントされます。よろしいでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） コロナに関係する場合、いわゆる出席停止ということであります。出席停止というのは忌引等と同じでありますので、休みにはならないのです。停止であって、だから欠席にはならないと。出席停止しただけなのです。だから、そういうことで御理解いただけたらと。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 分かりました。この辺のところも国の通知では、同居家族に高齢者や基礎疾患があるものは欠席扱いにしないというふうな、そういうことになっているようですけれども、今お聞きをして少し安心をしました。

あと、登校を見合わせる子供たちへ学び、成長への支援というところ辺は途絶えさせるわけにはいきませんので、これほかのまちの教員の経験談だったのですけれども、家族に濃厚接触者が出たということで生徒は登校できなくなりました。そのときに毎日のように先生がプリントを持ってお届けして、会うことはできませんから、玄関先に大きな声で声をかけて、何々ちゃん、ここに置いておくよというふうにして置いてきたと。先ほどの報告にも電話などでというふうなお話も報告されていましたが、やっぱりそういう先生方もみんなが応援しているよと、そういった部分で子供たちの心も体も成長していく、そういった助けをしていきたいなというふうに思っていますが、この点についてもう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどお話しさせて

いただきましたとおり、コロナ感染の不安のために66名という児童生徒の皆さんが登校を見合わせたという状況でもあります。確かに先ほどの答弁でも1日、2日と短い期間ではありましたが、やはり不安があって休まれたというのが事実でございますので、そういった心のケアというものを各学校の先生方についても一人一人適切に見ていただきながら、対応していただいているかというふうに思っています。

また、今議員のほうからも他の自治体の状況なんかもお話いただきましたけれども、私どもにおきましてもそれぞれ子供たちが学びが遅れるというか、同じように学習が進んでいけるようにいろいろな対応をさせていただいておりますので、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 名寄市では通常登校ということでしたので、分散登校する場合、保護者の御事情によってはずっとおうちで一人でいられなくて、やっぱり学校に行かなければならない、そういった方々への対応も考えていただきたいなというふうに思っていたのですけれども、今のところ通常登校ということで、少し安心をしているところであります。

あと、検査の状況です。濃厚接触者ということで、やはり私は学校ばかりではなくて、職場で感染者が発症したそうした場合に、その職場にいた方々全員がPCR検査してほしいなというふうに思うのです。市民の方々とお話ししていてもやっぱりそう思っている。その方に直接に触れた、またお話をした方だけが濃厚接触者として検査をしているわけなのですが、そうではなくて範囲を広めていただく。さっきもお話ししたように、例えば児童生徒さんが発症したその学級であったり、学年であったりというようなことで、広く検査を行う。そういったことを求めたいというふうに思うのですが、その検査体制も含めてどのようにお考え、先ほどは保健所とということとし

たけれども、そこだけでは私はやはり不十分かなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 新型コロナウイルスの検査体制ということなので、事務局担当している私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

北海道、それぞれ保健所が感染者出た場合においては調査をして、濃厚接触者の範囲を決めて検査を行っております。4月段階までは、正直言って濃厚接触者の範囲もちょっと狭い感じは受けていました。4月から5月にかけて北海道が感染者が増加した部分もあったろうし、また感染拡大を防ぐための感染範囲を検証した結果だと思えますけれども、5月段階ではかなり範囲を広げて対応することになりました。濃厚接触者の範囲も広がりましたし、低リスク接触者という位置づけもして、その方は検査だけで終わりですが、そういった方も増やして対応してきております。先ほど教育部長から答弁したとおり、学校においては学校のクラスの状況であったり、授業等の状況なりもしっかり保健所に報告して、その中で広い範囲で検査対象者を今特定して検査をしてくれるというふうになっておりますので、今現在は一定程度十分な検査体制になっているかと思えます。今後また範囲を広げるような状況が見受けられれば、また保健所との相談しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 非常に安心しました。やはり無症状というか、症状のない方々の陽性者がどうしても広めてしまうということが非常に春先には大きな問題になっていたかなというふうに思います。そういった部分で、この広い範囲での検査といったところではぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

ちょっと抜けていたかと思うのですが、これを行政検査として行っていただきたいということなのです。それで、あともう一つは、網走市では新型コロナウイルス感染症検査事業というのを実施をしまして、高齢者施設、それと児童施設の従業者は無料、市民は、大体検査費用9,000円かかるのですけれども、半額と。市民以外は全額負担なのですけれども、その他市民は半額で4,500円で検査できますよということになっていきます。この辺についてのお考え聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 検査体制の関係ですが、これまでもずっと答弁をしてきましたけれども、なかなかこの市内においてPCR検査の体制ができないという状況があって、市立総合病院においては抗原検査実施しておりますけれども、それについては発熱とかそういった症状の方の対応で、そういった一般の方までいきますと検査キットなどの確保も含めて十分に対応できない状況もなり得るということで、一般の方のそういった検査体制ができていないという状況もあります。施設等については、前年度ですけれども、補助金を出しながら、検査キットの購入だったり、検査機器の購入の補助金を出して対応していています。今後もコロナウイルスが長引くようであれば、施設等の部分については状況を見ながら、そういったことがさらに必要かどうかを検証していきたいというふうに考えておりますし、感染者が発生した場合においては、先ほども申し上げましたけれども、保健所と連携の中で、これは全て行政検査でありますので、そういった対応も含めて今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今抗原検査のキットの話が出ました。これ学校に配付してもらうというのも必要なというふうに思っているのですが、例えば小学校あたりだと先生方が主にしなければ

ならないかと思うのですけれども、中学生や高校生になると自分でもできるかなというふうに思うのですけれども、これに対するお考えはどうでしょうか。お聞きかせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） キットについては、ちょっと数字持ち合わせていないのですが、国から何個か来ているのです。それを各学校に配付するような形を今取るようになっていきます。ちょっとその個数まで今覚えていないのですけれども、そういったことで今それぞれ各学校に少なからずキットは配付されるということになっていきますので、御理解のほうよろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あと、もう一点です、コロナ対策で。換気のこと先ほどお話がありました。二酸化炭素濃度もこれも機械を使って検査している状況がありますけれども、これから冬になって、窓を閉めることも増えてきますので、こういうのも必要なというふうに思うのですが、この辺についてのお考えをお聞きかせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） これからやっぱり季節も変わりまして、窓を開けようと思ってもなかなか開かない状況とかにも当然なってくるわけですから、そういったところはこのコロナの感染対策含めて、環境整備については学校とも十分協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、引き続き子供たちのコロナ感染に対する対応をぜひお願いをして、GIGAスクールに移りたいと思います。

GIGAスクールなのですが、必要なものだというふうにも私も思っています。全く要らないというふうには思っていないのですが、ただあるこれはお父さんでした。うちではまだまだパソコン、タブレットは早いかなと思っていただけども、そ

れが、これお父さんの言葉です、あっさり学校で与えることになってしまったと。休み時間はゲームをしていると言っているし、すごく心配なのです。ゲーム依存とかがすごく心配だと。先ほど保護者の皆さんへもいろいろと丁寧な説明というふうなお話がありました。そういった部分で、さらに保護者の皆さんへの対応といたしますか、お考えをお聞かせいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどの答弁でもこれからの情報社会の中において、これから児童生徒の皆さんがそういった社会の中を生き抜いていくことに対しましてICT機器を上手に活用して、そしてその力を身につけていくという教育ということは非常に重要であるということは御理解いただけるものかなというふうに思っています。そういった国の施策もございまして、令和2年度に1人1台端末ということで、名寄市のほうにおきましてもそれぞれ児童生徒の皆さんには1台ずつ導入してきたところでございます。確かに児童生徒によりましては、今恐らく大半の方がスマートフォンを持って、いろいろとSNSとかそれぞれゲーム等々を行われている状況であるかと思ひますけれども、そういった中において当然ながら今議員、さらにはそのお父さんも心配されるように健康的な問題ですとか、いろんな問題というのは確かに抱えている問題もあるかというふうに思っています。繰り返しになりますけれども、ここはやっぱり学校のみならず地域とも連携しながら、こういったことに対してはしっかり進めていく必要があると思っておりますので、学校からは通信なり、参観日だとかそういったところを通しながら、そういったモラルの教育、さらにはリテラシー含めた活動についてはしっかりしていかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先日8月31日に全国学力テストの結果が報道されました。その中で、ICT機器について使用頻度についても尋ねていらっしゃるって、その中に道内は教員の目が届きやすい地方の小規模校での利用が高いとされていたというような報道がされていました。この点について、私はやっぱり使用頻度、名寄市内だとここに全部大体がはまるかなというふうに思うのですが、各学校ごとに格差が生じてくるかなと、ここにも格差が生じてくるかなというふうに感じながら読んでいたのですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ごめんなさい。ちょっとその道内学テの結果について、申し訳ないですが、承知していないものですから、明確な回答というものがちょっとできませんけれども、現在それぞれ児童生徒がスマートフォンですとか、そういったものをどれぐらい各自が所有しているかというところは、私どものほうでは調べておりませんので、その辺について格差が出ているかどうかについては、ここでは答弁を控えさせていただきますと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あと、もう一つお聞きしたいのですが、自宅への持ち帰りです。先ほど風連中学校でのことが報告されていたところでもありますけれども、道教委が8月下旬にも小中学校に持ち帰りを認めるよう通知を出し、環境整備を急いでいるとの報道がありました。そこで、風連中学校でそういう実際にオンライン授業をやられたということでしたけれども、今後引き続きこの自宅への持ち帰りが進んでいくのかどうか確認をさせてください。それに関してある保護者からは、やはりいろんな形で使われていくので、そうした中でチャットでいじめの問題がありました。持ち帰ってくることで、そういうことになるのではないかという不安もあるようです。そのことに

ついて併せてお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 現在は、名寄市の校内無線LAN及び1人1台端末等運用ガイドラインにおきましては、基本的には児童生徒に持ち帰りをさせないことの原則とさせていただいているところなのです。ただ、今全国的にも、全道的にもこうしたオンライン学習というところを実施しているところがすごくフォーカスされていて、注目されているのかなというふうに思います。コロナ禍の中で、なかなか対面で授業ができないということもあって、そういったところに注目がされていると思うのですが、基本的には先ほど教育長のほうからもありましたとおり、授業の質ですとか内容というところが非常にここは重要になってくるというふうに思っています。文科から持ち帰りの促進ということが呼びかけられていることは重々承知しているのですが、私どもにおいてはやはり持ち帰ることということになってくると、これ学校から持ち帰るので、教育用のツールとして持ち帰ります。そうなってくると、様々な課題というのが今生まれてきていると思うのです。そういったところを少しずつでも解決していかないと、簡単には持ち帰らせることができないものかなというふうには考えています。ただ、少しずつ段階的にはやはりこういった緊急時のためのためにもやっておかないとならないということで、今回風連中学校でそういった土俵というか、土台が少しできていましたので、先に先行させてオンライン学習のほうをやらせていただきました。そういった効果を見ながら、一步一步進めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今いろいろな持ち帰った中でのという話の中で、ある保護者の方がもう少しで壊してしまったらどうしようか、この不安が大きいです。安くないですから。そういう意

味では、やっぱりいろいろ検討しながら、急ぎではなくて、じっくりと子供たちの様子も見ながら進めていただくことを強く求めたいと思います。

私もいろいろこのタブレットの優位性のところで調べさせていただきました。例えば今、字がうまく書けない子供たちがいますよね、発達の段階で。そういった子供たちにタブレットで文字を打つ。それからあと、不登校の子が先生と対話はできないけれども、メールではやり取りできるのだよというのがありました。それから、聾啞の子供たちも写真を撮って、口の動きをネットで伝えて、それで発声の練習をさせるとか、いろんな形を使うことができるのだ、だから子供の実態と発達段階踏まえながら活用していく、ここが非常に重要なのだなというふうに思いながら、私も改めて勉強させていただきました。そうした中で、先生方も大変な状況であります。先ほどの補助員の話が出されていましたが、ぜひ積極的にこういった制度を活用していただいて、先生方に負担がかからないように、それが子供たちにも反映します。そういった部分で子供の成長、発達をじっくりと見守っていき、そういう教育を進めていただきたいなというふうに思っていますので、このことを求めて、次に行かせていただきます。

高校受験への支援についてであります。新しい学校の全容がいつになったら明らかになるのか、なかなか見えてきません。昨日の質問の中でもありましたけれども、今の名農キャンパスの施設は使わないというのだけははっきり分かりました。しかし、もう1年と半もありません。先ほどありました魅力化検討委員会、統合推進委員会、8月に行われて、年内数回開催して道教委に報告をする。そして、その後生徒や保護者に説明がされるのだと思うのですけれども、本当にこの短い時間の中で生徒たちが不安なく受験に取り組むことができるのかどうか。本当に心が痛いです。この辺について再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 確かに前回の議会の中でもお話しさせていただいておりますとおり、統合されて、新設校ができるまでの時間というのは限りある時間で非常に短いものなのかもしれませんが、先ほどから答弁の中でもお話しさせていただいておりますとおり、両高校の先生方で組織されている統合推進委員会のほうが中心となって、新しい高校に向けてのそれぞれの本当にたくさん決めなければならないことを少しずつ、かつ急ぎ、急ぎというか、丁寧にししながら、それぞれ進めていただいていると思います。ただ、その新しい学校をこれからつくっていく上で、やはりどのことに関してもコンセプトというのが一貫していなければならないというところもございまして、そのコンセプトづくりに対して統合委員会と、さらには魅力化委員会と、さらにその高校生が交わりながら、今話をスタートさせているところでございまして。中学生や保護者の方々が御心配されているというのは十分理解していますし、できる限り分かり得る情報については、早急に分かった段階でお知らせしてほしいということで北海道教育委員会のほうにもお願いしておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） この問題で冒頭に御答弁いただいたように、中学生という年齢、自己の発達に関心がある時期であり、進路の問題、また生き方を考える時期であり、大人になる一歩を踏み出す時期でもある。こういったときの子供たちにこんな不安な思いをさせていいのかというふうに私は思っています。3年、5年後にこんなふうになるのであれば、それまでにいろんなことを情報を集めて取り組んでいくことができるかもしれませんが、本当に短い時間です。この時間に将来を決めていかなければならないというところに私は怒りを感じるぐらいであります。短期間でもありますし、そしてコロナ禍でもあります。

いろんなことが今大きく受験生、これから受験を控える子供たちには大きなものが覆いかぶさっている状況であります。

地元新聞によると、先日14日に名寄高校でオープンスクールが開かれたというふうにありましたけれども、名寄高校のところですから、どういふふうな説明をされて、授業の在り方など新聞報道では出されてはいたけれども、今後学校の様子はどのように変わるのかというのが御説明があったのかどうかちょっと詳しく分かりませんが、もし分かればお知らせをいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 大変申し訳ございません。名寄高校でやっている事業のオープンキャンパスでございますので、私どもはその内容については承知しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先ほどもお話がありましたように、アンケート調査も行ったということでありました。しっかり見ていただいて、そのこととそういった情報をいち早くやはり受験生なり、生徒なり、また保護者の皆さん方に詳しい情報をいち早く届けられるように、道教委に確認というふうにお話ししてはいたけれども、強く求めていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

次に、国保に行きたいと思えます。よろしく願います。国保ですけれども、大雪地区広域連合、3町が加わった広域連合なのですが、今回のこの引下げ、3町の町長から要望があって、それで実施がなかったというふうに言われています。広域連合の議会で提案されて、条例の改正案が全会一致で可決されたというふうにお聞きをしています。いろんな条件があって、私たちとはちょっと違うのかなというふうには理解しながらも、やはりこのコロナ禍で困っている、大変だ、そうい

った方々にどうやって支援の手を届けたらいいのかということを検討されたのだというふうには私は受け止めているところであります。

そこで、ちょっと通告していないのですが、名寄市の状況として、コロナ禍で全国的には医療費が減ったというふうな報道もされてはいました。名寄市の状況ではどうなのか。また、国保の加入者が増えているのかどうか、この辺分かればお知らせいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 名寄市の国保の医療費につきましては、数字のほうは今手持ちはございませんけれども、コロナ禍の影響を受けておまして、減っている状況となっております。

また、すみません、もう一点が……

○議長（東 千春議員） 加入者。

○市民部長（宮本和代君） 申し訳ありません。加入者の数につきましては、毎年高齢化などで後期高齢者医療のほうに移行しているということで、200人近く減少している状況となっております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 国保の加入者のところは、その後期高齢者に移行ではなくて、コロナ禍で例えば仕事がなくなって国保に移行したというような方がいたのかどうかお聞きをしたかったのですが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 毎年国民健康保険と社会保険、出たり入ったりという状況がございますけれども、例年の状況と比較しますと、社会保険から国保に入った方、また国保から社会保険に入った方というのはほぼ同じ動きをしておりまして、コロナ禍の影響で特に社会保険から国保に加入された方が増えたといった状況はございません。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先ほどの御答弁で、子供の均等割の軽減のところなのですが、国が来年度から未就学児までの均等割の軽減策を実施予

定ということで、先ほど部長の御答弁の中では年齢を、先ほど言った広域連合は18歳以下ですから、未就学児ではなくて、もう少し年齢を上げるだとか、それから割合等についても国へ要望したいというふうにおっしゃったかなというふうに思っているのですか、私はこれを聞いてすごくうれしく思ったところであります。ぜひ強く求めていただきたいなというふうに思っているところであります。

また、コロナでいろいろ仕事が少なくなって大変だという方々への申請も、今年もこれまで5件があったというふうな御報告でした。やはりいろんな形で、たくさんではないにしても影響が出ているということを感じているところです。広域連合の方々の財源については、基金があそこはたくさんあって、この基金を使ったということだとか、また北海道への納付金が減ったということもあったというふうに聞いています。こういったことをしながら、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金もこれも使ったというふうなことで引き下げたというふうに聞いています。基金の活用ですから、1年ごとに実施を判断するのだというふうなお話でありました。本当は毎年してもらいたいだけでも、やっぱりこのコロナの中で、経済的な影響が大きい中で実施してきたのだといった中では住民の皆さん大変喜ばれていらっしゃるところであります。こういったことが住民の皆さんへその思いが伝わっていくのかなというふうに思っているのですが、この点についてのお考えお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 都道府県単位化後におきましては、先ほど議員のほうからもお話がございましたように、自治体ごとの国保の財政状況という部分につきましては資金が潤沢にあるかどうかですとか、今までの税率と納付金の支払いの額がどのようになっているかという部分ですとか、名寄市があります前期高齢者交付金の精算金の支

払いがあるかないかですとか、そういった部分でかなり自治体ごとに財政状況の差が出てきていると考えております。そういった意味では、個々の財政状況が比較的安定しているところでは独自の軽減措置という部分は可能だと考えておりますけれども、現状の名寄市でいきますと納付金を納めるために必要な税金が不足しておりますして、その部分については基金を毎年繰り入れて、何とか財政運営を行っている状況となっておりますので、独自の軽減を行うとなった場合にはその部分についてはほかの加入者が賄っていくという、今の国保の仕組みではどうしてもそういうふうな形になってしまいます。私どものほうとしては、今都道府県単位化の流れの中で、減免基準につきましても北海道全体で標準化していくという動きがございしますので、本市としましてもその動きに合わせながら、先ほど申しあげました国ですとかに要望を上げてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先ほど御紹介した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これも国保の中で減免実施した場合は地方負担分に使えるのだよというようなことが分かりました。私ここを見ていて、住民の皆さんに周知の問題だとか、それから申請受付のことだとか、すごく細かに丁寧にこのQ&Aが出ていて、書かれていました。それで、ふっと思い出しました。広報の中で、国保のこと、後期高齢者、介護保険料のことが詳しく9月号には書かれていたかなというふうに思います。それで、分かりにくいです。本当に非常に国保の問題でも、分かりにくいのですが、以前には滞納することはということがどっとう出ていて、どうなのでしょうかと聞いた記憶があるのですが、今年のもそうですし、昨年のもそうなのですが、非常に分かりやすく、そして納期内の納税に御協力をくださいと、早めに御相談くださいというふうに優しく分かりやすく説明していただ

いているなというふうに思いながら広報を見させていただきました。やっぱりそういった部分でのことも、一方的に滞納はしては、もちろん滞納はしてはいけないのですけれども、強制するようなことではなくて、何とか頑張っただけというふうになるような書き方というのは大事だなと思いながら広報を見せていただきました。そのことを申し上げて終わります。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業に関わってを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、発言をさせていただきます。

大項目1、農業に関わって、小項目3点にわたり農業への話を集中してお伺いをいたします。本市農業を振り返りますと、3月に気温が上昇したことで雪解けが進み、順調な開墾となりましたが、植付け時期である5月には降雨が続き、6月からは記録的な高温とともに強い干ばつにさらされました。播種作業の遅れと干ばつの影響を受け、大豆や小麦、ビートといった畑作物の異常な成長亢進やスイートコーンの受粉不良、牧草、デントコーンの乾物重量の低下など被害が発生しているほか、水稻においても豊作基調ではありますが、8月中から下旬にかけての取水制限が実施をされたことにより圃場の乾燥が強くなり進んだことで玄米品質の低下が懸念をされております。ありとあらゆる農作物が影響を受けた年であったと考えております。

従来より一層の強固な経営基盤を求めて、本市農業の在り方についてお話をさせていただいてお

りますし、本市の手厚い施策を受けながらも改めて自然相手の産業である厳しさを実感しているところでもあります。しかしながら、本年においても成功事例は幾つか存在しており、大豆畦間播種での秋小麦栽培ですとか、遅霜の可能性を考慮しながらも意図的な早期播種を行った大豆、いち早くイリゲーションを敢行したタマネギあるいはスイートコーンなど、従来の常識にとらわれない柔軟な技術感覚を持った農業者も少なくありません。本年がまだ全ての農作業が終了し、考察や反省が済んだわけではありませんが、十分に来年以降の経営あるいは栽培体系に参考となる事例がこういう厳しい年だからこそ多く存在すると考えております。本年こそ本市農業の推進に資する名寄市農業振興センターの役割は非常に大きく、過去の経験から反省を踏まえ、本年度以降の営農技術指導を行う中核機関としてその機能をさらに強化し、本市農業の経営基盤へさらに厚みを持たせるべく質問を行うものであります。

小項目1、本市農業の課題解決に向けた取組についてお伺いをいたします。さきに述べたとおり、本年は過去経験のない状況となっております。影響を最小限に抑え、本市農業が永続的に安定する強固な基盤を確保するためには、栽培体系や経営形態を常に見直す必要があると考えております。具体的には大きく2種類、既存の作物栽培方法を根本的に見直すこと、そして全く新たな作物の栽培に挑戦することの2点が考えられると思っております。名寄市農業・農村振興計画における名寄市農業振興センター事業では、新たな栽培技術や農作物の導入に向けた試験研究により、さらなる農業所得の向上、作業効率化に向けた技術普及に取り組むとありますが、特に新たな農産物の導入に向けた試験研究の取組状況についてお知らせください。

続いて、小項目2点目、新規就農者への対応についてお伺いをいたします。名寄市農業・農村振興計画では、主な経営形態を想定した試算が行われ

ており、新規参入の場合や就農年齢延長タイプの就農者が取り組む経営形態として、自己資金の調達が難しいことなどの側面から、小面積での高収益作物の栽培を推奨すべきとしており、施設園芸作物としてトマトが推奨されております。しかし、消費動向の変化や選果施設利用料の増大などを受け、既存の生産者が撤退や縮小するなどの動向が見受けられます。推奨すべき作物との位置づけは検証が必要かと考えますが、今後のお考えをお知らせください。

最後、小項目3、名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括についてお伺いをいたします。本計画は、名寄市農業・農村振興条例を根拠として、平成28年度に策定をされた名寄市農業と農村の発展に寄与する重要な計画であります。策定後、国による水稲生産目標への数量配分がなくなったことや農業共済制度から収入保険制度への移行、コロナ禍による外国人研修生の受入れ中止と消費動向の変化、急速なICT技術の普及など、この5年間で農業を取り巻く環境は非常に大きく変化をいたしました。このことを踏まえると、中間的な総括あるいは見直しを行うことは必要不可欠であろうかと思っておりますが、スケジュールやその手法についてお考えをお伺いいたします。

前段で述べたとおり、昨今の農業情勢は大きく変化をしております。過去の経験はもとより、柔軟な対応が求められる場面も多く、より一層の技術革新が、今後の安定的な農業経営に求められると考えております。今年の反省を踏まえ、来年、再来年と未来に続く農業、農村地域の在り方を前向きに捉えられるよう期待をして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま今村議員からは大項目、農業に関わって、小項目で3点にわたり御質問いただきました。私のほうから順に答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、小項目の1、名寄市農業の課題解決に向けた取組について申し上げます。農業振興センターは、本市農業の特色である多様な作物作りを支えるため、JAと共同で栽培技術や営農技術などを提供する拠点施設として位置づけ、運営しており、実証展示圃における試験栽培、土壌診断と施肥設計及びそれに基づく指導のほか、組織培養設備を活用した優良種苗の提供などに取り組んでございます。このうち試験栽培につきましては、JAや各生産部会などから聞き取った要望や課題を基に関係機関、団体、生産者から成る運営委員会におきまして試験品目や内容を決定してございます。

御質問のありました新たな農産物の導入に向けた試験研究につきましては、振興作物でありますアスパラガスの新品種や栽培法の試験、国内需要が高まるカノコソウなど薬用作物の栽培法試験や冬期間の収入確保を目指す寒締めハウレンソウなど、冬季野菜の品目や栽培法の試験に取り組んでおります。また、その試験結果につきましては、生産部会などを通じた情報提供や農業者への技術指導に生かしているところでございます。新たな農産物の導入に向けましては、今後も本市の自然特性やJAにおける販売戦略、農業労働力の確保など、地域の実情や将来性を考慮しながら、地域農業の持続的な発展と収益性の向上につながる品目の選定や栽培方法の確立に向けまして、試験研究に取り組んでまいります。

次に、小項目の2、新規就農者の対応について申し上げます。第2次名寄市農業・農村振興計画では、御質問をいただきましたとおり、新規参入者が経営を開始するに当たり初期投資を抑え、早期の経営安定を図るため、小面積で高収益が出るトマトを中心とした施設園芸を主な経営モデルとして掲げてございます。実際にこれまでも反収が高く、技術的にも取り組みやすいという観点から、ミニトマトを栽培している新規参入者の事例が多くございます。新規就農希望者は、研修の受入れ

農家から技術や経営を学び、また農業振興センターや農業改良普及センターにおいても指導を受けながら、希望する作物や所得目標など自分が目指す経営に向け研修を行っていただいております。トマトはあくまでもモデルケースであり、経営を開始する際には本人が希望する作物が技術、資金、労働力など営農計画として成り立つかなど受入れ農家や関係機関、団体などが必要な相談や助言を行っているところでございます。

今後におきましては、新規参入者の就農形態も多様化すると想定されますことから、個人が目指す経営を尊重しつつ、関係機関、団体との情報共有や連携を図り、早期安定に向けた経営支援に取り組んでまいります。

次に、小項目の3、第2次名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括について申し上げます。第2次名寄市農業・農村振興計画につきましては、本市における農業、農村の現状や役割を踏まえ、情勢の変化や課題に対応し、持続的な発展に向けて振興施策を計画的に進めるため策定しております。計画の概要は、将来の方向性や考え方を示す基本計画と基本計画に基づき具体的な事業などを示す実施計画で構成しており、基本計画は平成29年度から令和8年度までの10年間、実施計画につきましては令和4年までの6年間で前期、令和5年度からの4年間で後期とし、総合計画の計画期間と整合を図っております。

これまでの取組や現時点での課題といたしまして、収益性の高い農業経営の確立では、国や道の補助事業を活用した圃場整備や哺育育成センターなどの設置によりまして、生産基盤の強化が図られているところでございます。

多様で持続可能な農業経営の促進では、労働力不足が課題となる中で短期的な雇用労働力確保対策やICTを活用したスマート農業の導入が進んでおりますが、課題解消とまでは言えず、引き続き対策の検討が必要と考えているところでございます。

農業の担い手の育成と確保に向けては、地域おこし協力隊制度を活用し、就農希望者の確保に努めておりますが、実績としては少ない状況となっております。しかしながら、一方で農家子弟の就農は好調であるほか、人・農地プランにおける地域協議を通じた第三者への経営移譲希望者の掘り起こし、農業体験実習を通じた名寄の農業に関心を持つ方とのマッチングや法人への雇用就農など新たな取組にも着手しており、さらに進めてまいりたいと考えてございます。

人と自然に優しい農業の推進では、安全、安心な農畜産物の生産に取り組むとともに、国からみどりの食料システム戦略として、農業生産における環境負荷の軽減に向けた将来目標が示されるなど新たな動きもありますことから、生産性との両立を図りながら進めていく必要があると考えてございます。

計画の見直しにつきましては、現在の実施計画の期限が令和4年度でありますことから、次年度に検討を行い、令和5年度を初年度とする後期計画の策定を予定してございます。また、検討に当たりましては、関係機関、団体や大学、農業者、消費者などによる検討委員会を組織し、基本計画の中間総括を行うとともに、国が示す食料・農業・農村基本計画や北海道の第6期北海道農業・農村振興推進計画において示される方針、さらには地域農業の課題や農業者の要望などを踏まえ、検討を進めていく必要があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、それぞれ再質問させていただきます。

まず、農業の課題解決に向けた取組ということで、ちょっと幅は広いのですが、まず振興センターの中で新規の作物に向けた取組ということで、アスパラ、カノコソウ、冬季のハウレンソウということで研究をされたということでありませう。これは、それぞれこの名寄市を代表する作物

の一角として十分言っているのではないかなというように実績があるものと私は考えております。ですが、なかなかこのカノコソウですとか冬季のハウレンソウというのは、一般の農業者もすぐに参加できるかといえばそうではないと思います。ある程度専門的な技術、装置が必要になる部分でもありますので、今後特にこの水田地域では麦と大豆の作付というのが非常に多くされております。これについての研究等、またその位置づけについてのお考え等あればお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 議員が言われますように、水田地帯においては転作作物として古くから麦や大豆が栽培をされていて、その面積についてもかなりの面積があるということでもあります。振興センターにおいても、これは北海道の委託事業になりますけれども、麦の優良品種の決定等についての協力をさせていただいたり、あるいは施肥方法の比較試験をさせていただいたりしておりますし、また大豆等につきましてもこの地域により適した品種の選定等についても今農業振興センターにおいて試験をさせていただいている状況でございますので、いずれにしてもこの2品目については、今後ともある意味では転作作物、それ以外の畑作物としても主力となっていく品目ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 主力ということで、確かに現状の面積を考えると主力と十分言えるとは思いますが、なかなか麦、大豆といった作物で水田と同じ規模の単位当たりの収入を確保できるかという、ちょっとそうではないという事情があります。計算の仕方ですとか状況について様々に差がありますので、ここで今一概に言うことではありませんけれども、麦、大豆を作るとなかなか水田よりもうかるということができない、水田よりは収入が減ってしまうという状況必

ず見受けられます。見受けられるのに作らなければならぬのは、やっぱり水田を続けるのに必要な管理を麦を作った後にやると。また、大豆を作るというのもその後が秋小麦の播種が水田地帯では非常に難しいということですので、その前作という扱いで作るというパターンが最近増えてきているのかなと考えております。この中で、麦、大豆がもうからないのに作らなければならないというところは、非常に大きな問題であると思しますので、これは現在試験をされているということではありますが、増収に向けてある程度の具体的な目標といたしまししょうか、収入ベースである程度の位置を、例えば反で6万円以上を確保したいとか、そういうような目標というものはあるのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 水田における麦、大豆、転作のところ、今村議員が言われるように水稲と比べるとどうなのかと言われると、これはどうしても価格が、手取りがというのでしょうか、所得が下がるのはこれはやむを得ないのだと思えますけれども、ここは今は国のほうも生産する目標の掲示ということで、ある意味地域が生産調整を自らしているということだというふうに思いますが、これに対して国が一定のメリット措置をしているということもありますので、そういった意味では安定して所得を上げられる作物であることは間違いのないかなというふうに思っています。具体的には大豆、麦の中でどの程度の所得というところまではまだいっておりませんが、より生産コストあるいは労働時間がかからない栽培方法はどうかということであったり、あるいは品種によって当然この地域により適したもので、かつ多収であるものなどを含めて、そういった観点からよりいい品種、あるいは栽培方法について今試験を重ねているということで御理解をいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そのとおりのかなと

私も考えておりました。

ただ、風連、名寄含めてですけれども、水田農家の麦、大豆であっても非常に優秀な生産をされる方という実績が過去見られております。そういう方の例えば情報、あるいは栽培技術といった情報を共有できるような仕組みについて構築されるのかお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） まさに言われるとおり、優れた農業者の技術を広く生産者に広げるといことは、これは非常に有効な方法だと思います。さきに農業振興センターのほうでも非常に作物の出来が悪いというのを踏まえて、その中でも優良な事例があったということで、それらの取組の優良事例を紹介したところもありますし、作物は限定されてはいたしましたが、今現在の土壌に含まれる、堆積される例えば窒素がどうなっているのだとかという土壌の診断結果などについても生産者皆さんのほうに提供させていただいておりますので、振興センターで蓄積されたデータについては、できるだけ速やかに生産者の皆さんに周知をさせていただき、よりよい農産物を作ってくださいよう提供してまいりたいと考えてございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 特に振興センターは、JAとの共同の運営という部分もありますので、例えばその収穫量のデータ、品質のデータというのは恐らく融通がつく部分なのかなと思います。そういうデータしっかりと使いながら、そういう経営上の収益が望みづらい作物というのをどんどん昇格させていって、一つの柱に今度迎えていくというのはまたさらに必要になると思っておりますので、そこは気を緩めないで続けていただきたいと思っております。

次の再質問であります。新規な栽培技術、農作物、新規な農作物といいますが、先ほどあった

ようにカノコソウですとかアスパラという点があるのかと思います。過去、風連町の時代で申し訳ないのですけれども、サンダーソニアという花ですとか、あるいはトルコキキョウといった花に対してかなり意欲的に取り組んでいたという時期もあります。現状農業者それぞれが面積かなり広がっておりますので、今から取り組むということにはちょっとハードルも高い部分あるかもしれませんが、そういう完全に新しい品目という部分についてのお考えについても一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） これまでも、先ほど申し上げたように、例えば寒締めホウレンソウなどもやらせてもらっていますし、先ほど申し上げておりませんでしたけれども、冬野菜としてはコマツナですとかチンゲンサイの栽培についても試験などをさせていただいて、栽培そのものは可能だということもありましたけれども、天候等によって収穫時期が前倒しになってしまうと。すると、有利な販売時期とうまく合致しない部分もあるので、そこでなかなか今のところまだ普及が進んでいないというところがありますけれども、そういった研究はさせていただいているということでもあります。

ただし、小面積で取り組むものについては、比較的そういう形で臨機応変に、柔軟に対応していくことができるのですけれども、どうしても地域として、先ほど申し上げた主力として進めるに当たっては、様々な条件、リスク回避が必要なのだろうというふうに思っています。例えば1つは、当然でありますけれども、この地域の自然条件に合うのかというのがあります。いわゆる生産面、技術の面で、この地域に合うのかというのがあります。もう一点は、その作物の需給の関係があったり、販売の関係がありますので、そこがしっかりと確保できるのかという、いわゆる販売面というのでしょうか、そこがあると思っております。3つ目

については、当然所得を上げなければいけませんから、今、今村議員が気にされているように売上げをしっかりと確保できるのかと、それに対するコストがどうなるのか、いわゆる経営面であります。それと、それぞれの農家において複数の作物を作っておりますので、労働力がしっかりとその中で回っていくのかと、確保できるのかなど、さらには集荷体制が取れているのかということも含めて、様々な要件があると思います。今すぐということでは恐らく今村議員もないのかなというふうに思いますので、今後将来に備えてというところで、ここはJAともしっかりと協議をしてみたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） JAとしっかりと協議をするという点で、非常に重要な部分だと思っております。確かに新しい作物を作ってみたはいいのだけれども、売れなかった、結局廃棄をしてしまったというパターンが実は多々ありまして、その同じ轍を踏んでしまうと非常に問題があると思っております。

ですが、最近子実トウモロコシ、子実コーンといたしまして、トウモロコシの乾燥した実を使うという作物が全道各地で今、試験栽培の段階ですけれども、広がっているという状況が見受けられます。まだ名寄市内では取り組まれている方はいないのかなと思っておりますが、現状士別市ぐらいまでは試験で取り組まれている方がいるというふうに聞いております。そのトウモロコシについては、作物的に幅の広い需要が見込まれる。例えば牛の餌ですとか飼料になるよ、あるいはすり潰してでん粉の原料でしょうか、そういうものに見えるよといったある意味需要のほうから押し迫った作物であると思いますが、特にこの名寄市では、先ほど壇上でも申し上げましたが、現在乾物重が少なくなった、この干ばつにおいて牛の餌がちょっと少なくなってきたという現状もあったことから、水田地帯をメインとした飼料作物の研究

について取り組んではいかがかと考えておりますが、その点のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今国のほうでも粗飼料の国産化というところを非常に目指しているところでありまして、今、今村議員が言われたように、1つはコーンを使って自給率、国内産の率を高めようというのがありますし、もう一つは飼料用米、お米を使ってというところもあります。今国が進めているところでありまして、地域の中でも水田、畑作、そして酪農、畜産もあるわけですから、非常に興味のあるところというふうに思っておりますが、ただ導入するに当たってはやっぱり様々なリスクもあるというふうに思っています。それらがクリアできるかどうかというのが検証がされなければ、なかなか機関として推奨するのは難しいのかなと思っております。すぐ実証ということはどうなのかはちょっと別として、少しデータ収集などをして、この地域に適性があるのか、ないのかについてまず調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） まず、この地域の有効な作物としてどうなのかという点の研究するというのは、これは非常に重要なことであると考えております。例えば北海道ではあまり作られておりませんが、菜種ですとか、菜種、油を搾るための菜の花といいましようか、そういうものがあったり、もちろんひまわり、大豆についても油を取るという目標の専用品種があります。また、暖かい地域にいけば、といっても北海道内ですけれども、ビートやタマネギといった作物の直播、苗を立てないで直接畑に種をまくという手法についても研究されている地域多々ありますし、もう生産ベースで取り組んでいる産地というものもあるわけですから、そういうところがこの名寄で取り組めるのかどうかというのは、誰もやったことがない

から今は分からないと思うのです。ただ、それを我々農業者が取り組むには非常にリスクがありますので、そういうリスクを加味しながらも取り組みたいものがあるというのは、やはりこの振興センターの役割の一つなのではないかなというふうに考えているのですけれども、そういうほかの自治体、あるいは地域の実例を模したと言ってしまったら変な言い方ですけれども、参考としながら今後取り組むようなお考えといたしましょうか、その意気込みというのを聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今の今村議員が言われたように、生産者がリスクを冒さずに技術を構築できる、まさに振興センターがそういう役割を担っていくべきなのだと思います。そのことによって、農業者はリスクを冒さずにある程度確立された、あるいは有効性のある程度実証されたものを栽培することができるということだと思いますので、そういったものにも取り組んでいきたいというふうに思いますが、先ほど言ったように様々なリスクがあるわけですから、振興センターでいきなり実証となりませんし、御存じのとおり、振興センターの圃場も限られておりますので、あの中でなかなか土地利用型の作物を広く実証するというのも限界がありますので、まずは先ほど申し上げたようにデータ等を集めながら調査研究をしてみたいと思いますし、当然農作物については販売という面が伴うわけでありまして、ここはまさにJAの役割かなというふうに思いますので、先ほど申し上げましたけれども、JAと協議しながら、さらには先ほど申し上げたように振興センター運営委員会の中で試験内容を決定させていただいていきますので、そこには生産者の皆さん、あるいは生産都会の皆さんもおられますので、そういった皆さんの声を聞きながら、試験する内容について決定していきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

今のお話にもありましたが、なかなか限られた圃場の中で栽培試験に取り組むのは難しいということ、これは十分承知であります、ぜひ今の名農キャンパス、農地も備えておりますし、農業関係の研究に資する施設、設備十分にまだ残っているのかなと考えております。もしも今後、北海道からのお話になりますので、すぐお答えできないかも分かりませんが、例えばそのような名農キャンパスのような施設を利用して、振興センターの機能をさらに補完するようなお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ここはまだ道の所管の敷地でありますし、我々も今のところ総合計画にそういったものも網羅しておりませんので、あえてコメントについては控えさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど振興センターの圃場が限られているというお話もしましたけれども、試験圃場を外に委託するというのもこれはできないわけではありませんし、あるいは実際にそういった作付を試験的に試みている農業者さんもおられるというのは私どもも存じておりますので、そういった方からデータを頂くということも方法としてはあると思いますので、様々な方法で柔軟に研究してみたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

今のお答えにもありましたが、各農業者が個人で取り組んでいる先進的な事例について、現在協力をしているといたしましょうか、無償でそのデータを例えば供与しますよとか、圃場一部ここポール立てておきますので、自由に生育調査してくださいよといったようなやり取りかと思えますけれ

ども、ぜひそれは進めていただきたいと思います。各農業者が嫌だなと思わないで、いいですよ、分かりますよと言ってくれるような取組進めてほしいなと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

続いて、新規就農者の対応ということですが、現状トマトが推奨されているということで、これについてはあくまで一例であり、モデルケースであるというお話でありました。壇上で申し上げたとおり、かなり面積少ない状態で自立ができるというのは、非常に珍しいケースしかないのかなと逆に思っております。その成功の事例といえましょうか、新規就農者が今成功している事例と言ったらちょっとおかしいのですけれども、ある程度その想定されているケースというのが第三者経営継承を併用した新規就農というパターンのほうが将来的な安定も含めて有利ではないかなと考えているのですが、その点お答えあればよろしくをお願いします。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 新規就農者、これまでに複数の方を迎え入れているわけでありまして。それぞれにやはり思いがあったり、あるいはそれぞれの皆さんが手に入れた環境などによって、皆さんそれぞれ営農形態は温度差がある、温度差というか、形に違いはあるということでありましてけれども、新規就農者の中で多くの方はミニトマトを最初から作りたいという意向を持って来られるということです。やはり食卓や何かにもトマトはよく並びますし、直接口に入ると言ったら変ですけども、形のまま食卓に上がって食べられるものあたりにやはり身近に感じて来られているのかなという気はしますけれども、それも取り入れながら、単作ということでは当然ありませんけれども、ミニトマトあるいは生食用トマトを取り入れながら頑張っている新規就農者もおられますし、あるいはそれと併せて土地利用型にも手を伸ばそうとしている方もおられます。経営が安定し、資

金力がついてくれば、そういった方向にも向くのだろうというふうに思っています。

また、第三者経営継承の関係ですけれども、市内でも酪農で1件、成功事例というか、ございませし、今後新規就農者を受け一つの形として優位性があるのではないかと我々思っています。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに新規就農を希望する者がどういう農業をやりたいのかというのは非常に重要な問題であります。その経営形態をずっと続けていて本当に生活ができるのかと考えたと、別な問題なのかなというふうに考えております。例えばサラリーマン等を定年された後に余生を過ごしたいというような感じの農業を営みたいと考えている方をこの新規就農として迎えるのがいいのかというのは、またそれは考え方が違うとは思いますが、私はこの新規就農者というのはなるべく若い方に来ていただきたいという気持ち強いほうでありますから、ここは今たまたまトマトがという話でありましたけれども、面積をある程度最初から作れるような環境であれば、トマトも作れますよ、面積が必要な作物も同時に作れますよといった状況をちゃんと取ってあげることがその地に定着する農業者が今度増えていくのではないかなというふうに考えております。現在風連の日進地区にある農家さんでそういうとても近い取組をされている方がいらっしゃいますし、その方は地域の青年活動についても非常に積極的に参加をされている方で、その人的な面からもどういう方であるのかということももちろん大切になってくるわけなのですけれども、この第三者経営継承をまず私はこれから押していくべきではないかと。現状の新規参入として、少ない面積で高収益作物を取り組むという考えはもちろん大事ではありますが、もっとこの地域、人口が減ってくる、農業者が減ってくる地域の中で必要とされているのは、即戦力になるような農業者ではないのかなと。そのためには第三者経営継承

を行い、もう最初から経営基盤、あるいは経営技術というのをその地域に即したものをしっかりと引き継げるような方のほうが5年後経営補助金が終了した後も自立ができるというふうを考えております。その点何かお答えあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） それぞれ新規就農者の皆さんは、夢あるいは目標を持ってこの地に来て、就農いただくわけでありますから、その人たちの気持ちは尊重していかなければいけないと思っております。我々とすると、決して一つの形で受け入れるのがベストだというふうには思っておりません。これまでの形の地域おこし協力隊を活用しながら就農していく方も当然おられていいと思っておりますし、今、今村議員が言われたように第三者経営継承という形で地域に定着してもらうのも方法だと思っておりますし、幅広い形で受入れ態勢を取っていききたいと思いますし、若い方が長い間この地でしっかりと農業に汗していただく、これ大切なことでもありますけれども、ある意味では第二の人生として、この地で農業を楽しみながら名寄で暮らしていただくのもこれもまたいいことだと思っておりますので、様々な形で柔軟に受入れを進めていきたいと思っております。御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそういう誰でも農業に参入することができる、農業と言っていいのか、あるいは余生と言っていいのかというところはあるかもしれませんが、そういうような環境というのはぜひこれからもつくっていただけるようお願いしたいと思います。

先日行われました人・農地プランの意見聴取といたしまして、各地域での話合いが行われて、その報告というのが常任委員会であったわけですが、これについても離農を希望するといいたまいますか、今後経営を続ける意思がないと判断された農業者も多数おられるわけです。その中

にはこの第三者経営継承を望みたいという方々も非常に多くいるように私は感じておりますし、実際経営継承したいのだけれども、どうしたらいいのだろうかというような要望でしょうか、そういうのも聞いております。この第三者経営継承を行うのに当たって現状の問題点というのがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 人・農地プランをまとめたときに1つ大きな成果だと思ったのは、これまで農地の流動は、受け手の方があの方はそろそろリタイアされるかなという何となく個人的な思いはあったと思っておりますけれども、プランとして5年以内の中で離農するという意思を明確に表明し、プランの中のものになってきたということは、私は大きな前進ではないのかなと思っております。そのことによって、新たに農地を集積しようとする方が計画を立てられると、資金調達も含めてできるということですので、あるいは地域全体でもっと土地を集積できないのかという、そういうところにも貢献ができるというふうに思っておりますので、そういった意味では人・農地プラン大きな成果があったのではないかなというところであり

ます。第三者経営継承についてということでもありますので、そういった方が明らかになったということで、第三者経営継承についても一歩進めやすくなったというか、一歩踏み込めるなというふうに思っております。我々もそういった方を対象に、向こう何年間の間に離農を考えているのだという方を対象にそういった第三者経営継承という手法がありますよということについてお知らせをさせていただいているところでありますし、そこに応じていただけた方についてはリストアップをさせていただいております。

それと、もう一つは、北海道農業公社がありま

すけれども、こちらのほうが新規就農者などの北海道の大きな窓口となつてございます。そこでも

ホームページで第三者経営継承の受皿として土地を提供しますよというのを載せるようなホームページのサイトがあります。今現在そこには1件ということでありましてけれども、今相談中も複数ございます。実際に登録した1件については、複数の方から相談が寄せられておりますので、こういった手法を通じながら、第三者経営継承を進めさせていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 第三者経営継承といましようか、農業を始めたいという希望される方がそれなりにいるという状況と、先ほどの一般質問でもありましたけれども、名寄市に向かって移住をしたいというような方々もいらっしゃるということでもありますので、ここは恐らくですけども、土地を出し手とする農業者についてもしっかりと意識をこの第三者経営継承に向けて進めていかなければならないと思います。その地域の中に全くの新人がぽんとしてくると周りを見てしまうかもしれませんが、そこは例えば娘さんが嫁いでいた先の旦那さんが帰ってきたのだみたいな感じで、恐らく温かく受け入れてくださるような気もしますので、そこは第三種経営継承については住民の理解も含めて、これからどんどん進めていっていただきたいというようにお願いをしたいと思います。

次の小項目3点目、名寄市農業・農村振興計画の中間的な総括ということで、令和5年度からの計画をスタートしたいというふうなお話だったかなというふうに思っております。ちょうどと言ってしまえばおかしいのですが、当市にあるJA道北なよろ農協が計画をしております第5次中期経営計画の開始も実はこの令和5年度になるのかなと考えておりますので、そことの連携ですとか関わりということについて教えていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今、今村議員が言われるように、名寄市の農業・農村振興計画とJAの中期経営計画、ちょうど年を同じにして次期計画がスタートするということでもあります。検討も来年、次年度において一緒に並行しながら進めるということでもあります。御存じのとおり、一市一JAの強みがありますので、しっかりと役割分担しながら、連携するところはしっかりと連携しながら、同じ方向をしっかりと向いて、農業、農村の発展に資する計画にしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 先ほどの農業振興センターの関係でもお話をしましたが、このJAとの共同というのは、本当に一市一JAという形は非常にこれは理想的な形の基盤であると。ほかにはなかなかない状況がこの名寄市に実はあったのだよということは広く認識をしていかなければならないなというふうに考えております。これについては、JAとのしっかりと経営計画を反映しながら進めていっていただきたいと思っています。

この中間的な総括ということでありまして、先ほど前段で御説明をいただきました。振興計画の中の実施計画でありますけれども、例えば農業振興地域整備計画ですとか、酪農・肉用牛生産近代化計画といった計画があるわけなのですけれども、これについても同時に見直しがされるのかどうかちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今2つの計画の見直しのところについての御質問でした。1つは、農業地域振興計画の関係について、これは農地の面からしっかりと優良農地を守っていこうという、そういう計画であります。平成23年からおおむね10年前後を見通した計画となっております。実を言うと北海道の協議ですとか計画期間もありまして、本年度中に見直し作業をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

もう一つの計画の酪肉近計画と通称言わせてもらっていますけれども、この計画については酪農及び肉用牛の近代化を目指す計画ということで、飼養頭数ですとか、酪農でいえば生乳の生産量などを目標を立てて進めていく部分であります。これについても既に北海道の計画が見直されているということがありますので、農業・農村振興計画よりは先行しての見直しを進めざるを得ないというところでもありますけれども、いずれにいたしましても次年度計画の見直しをしますので、しっかりとその計画を意識しながら、農業・農村振興計画への反映も含めて考えていきたいというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。

私もちょっと下がってみれば一人の農業者ではありますけれども、正直営農を行う中で例えば名寄市農業・農村振興計画の中ではこうだからこうしようということの考え方って実はないのです。正直あまり気にしないまま農業を営んでいたというのが実情であります。今回この中間的な総括を行って、令和5年度からこの計画をスタートさせたいということでありましたので、これは提案であります。地産地消をはじめとした市民との関係を強化していただきたいというふうに考えております。これについては、この計画の中で行うのではなく、もっと包括して行うべきだろうと思っておりますので、ぜひ同じく名寄市農業・農村振興条例、条例についてある程度検討してはいかがかんとうふうに考えておりますが、この点をお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今現在条例あるいは農業・農村振興計画の根拠というのでしょうか、立てつけについて申し上げますと、農業・農村振興条例があって、それを具現化する計画として農業・農村振興計画があるということになります。

どのような体系がいいのかについての御意見だと思っておりますけれども、次年度農業・農村振興計画の見直しの検討を行いますので、その中で今言われたところも含めて検討させていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今期定例会で提案をされております中小企業の関係の条例もありますので、ぜひ市民と農業との関わりといったような点についてまたどこかで検討していただきたいというようにお願いをしたいと思います。お願いをするのですけれども、せっかくなので、振興条例を見直す場合の具体的な流れといいたいまいしょうか、そういうのがあれば教えていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 流れということですが、まだ条例化に向かってということではありませんので、ちょっと申し上げづらい部分もありますけれども、いずれにしても次年度の中で農業・農村振興計画を検討することになりますので、その中でどういった立てつけがいいのかも含めて検討させていただきたいと思っております。その結果によってどういうスケジュールになるかについては、その先にまた改めて検討させていただくということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時06分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 塩 田 昌 彦